

# 滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成14年度 運用状況報告書

滋 賀 県

# 目 次

## 【情報公開制度】

### 滋賀県の情報公開制度

- 1 はじめに
- 2 情報公開制度のあらまし
  - (1) 公文書公開制度
  - (2) 情報公開の総合的な推進

### 平成14年度の情報公開制度の実施状況

- 1 公文書公開制度
  - (1) 公文書公開請求の状況
  - (2) 公文書公開請求の請求者別内訳
  - (3) 公文書公開請求の実施機関別内訳
  - (4) 公文書公開請求の決定状況
  - (5) 非公開決定等の理由別内訳
  - (6) 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況
- 2 情報提供制度
  - (1) 情報提供の状況
  - (2) 県刊行物の有償頒布制度
- 3 出資法人の情報公開
  - (1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲
  - (2) 出資法人の情報公開制度の実施状況
  - (3) 異議の申出、情報公開審査会の審査および出資法人の処理の状況

## 資 料

- [ 資料1 ] 平成14年度 公文書公開の請求内容および処理状況 (別ファイルに掲載)
- [ 資料2 ] 滋賀県情報公開審査会の答申 (平成14年度)
- [ 資料3 ] 情報公開制度施行15年間の推移 (昭和63年度～平成14年度)
  - 1 公文書公開請求件数の状況 (昭和63年度～平成14年度)
  - 2 公文書公開請求の実施機関別内訳 (昭和63年度～平成14年度)
  - 3 公文書公開請求の決定状況 (昭和63年度～平成14年度)
  - 4 非公開決定等の理由別内訳 (昭和63年度～平成14年度)
  - 5 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況  
(昭和63年度～平成14年度)
  - 6 情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況  
(昭和63年度～平成13年度)
  - 7 県民情報室および行政情報コーナーの利用状況 (昭和63年度～平成14年度)
  - 8 情報提供の状況 (昭和63年度～平成14年度)
- [ 資料4 ] 滋賀県情報公開条例

## 【個人情報保護制度】

### 個人情報保護制度のあらまし

- 1 個人情報保護制度の目的
- 2 個人情報保護制度の概要

### 個人情報保護制度の運用状況

- 1 個人情報取扱事務の登録状況
- 2 個人情報の開示請求・訂正請求（文書によるもの）
- 3 簡易開示の状況
- 4 不服申立ての状況
- 5 諮問案件の内容および処理状況
- 6 苦情処理の状況
- 7 苦情相談の状況
- 8 個人情報保護審議会

### 資 料

- 1 滋賀県個人情報保護条例
- 2 滋賀県個人情報保護条例の体系図（概要）
- 3 事業者における個人情報の取扱いに関する指針
- 4 口頭により開示請求を行うことができる個人情報
- 5 文書による自己情報の開示請求一覧（平成14年度）
- 6 口頭による開示請求（簡易開示）の開示件数一覧（平成14年度）

# 情 報 公 開 制 度

# 滋賀県の情報公開制度

## 1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で、開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和62年10月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和63年4月から情報公開制度を実施し、広く県民の皆さんに利用され身近で開かれた県政の推進に大きな役割を果たしてきましたが、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されるなど、情報公開制度を取り巻く情勢の変化を踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、新たに、「県民と県との協働による県政の進展に寄与すること」を目的として、平成12年10月に「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成13年4月1日から施行しています。

県では、条例前文にも示されている、県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則であるという理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

## 2 情報公開制度のあらまし

### (1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

#### ア 公文書公開制度を実施する機関 [ 条例第2条第1号 ]

知事            議会            教育委員会            選挙管理委員会            人事委員会  
監査委員            公安委員会            警察本部長            地方労働委員会            収用委員会  
海区漁業調整委員会            内水面漁場管理委員会            公営企業管理者

#### イ 公開請求の対象となる公文書 [ 条例第2条第2号 ]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、県立近代美術館などの県の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成11年10月1日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成14年4月1日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織

的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

#### ウ 公開請求権者 [ 条例第 4 条 ]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

#### エ 公開請求の方法 [ 条例第 5 条 ]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うこととしています。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、各地域振興局（湖南・甲賀・東近江・湖東・湖北・湖西の県下 6 か所）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県下 15 か所）は警務課がこの窓口となっています。

#### オ 非公開情報 [ 条例第 6 条 ]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

##### （ア）個人に関する情報 [ 第 1 号 ]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

##### （イ）法人等に関する情報 [ 第 2 号 ]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

##### （ウ）公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [ 第 3 号 ]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

##### （エ）法令または条例の規定により非公開とされる情報 [ 第 4 号 ]

法令等の規定により非公開とされている情報

##### （オ）審議、検討または協議に関する情報 [ 第 5 号 ]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

##### （カ）事務の円滑な実施を困難にする情報 [ 第 6 号 ]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報など

#### カ 部分公開 [ 条例第 7 条 ]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

#### キ 公益上の理由による裁量的公開 [ 条例第 8 条 ]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第 6 条第 4 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができます。

るとされています。

#### ク 公文書の存否に関する情報 [ 条例第 9 条 ]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるかとされています。

#### ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [ 条例第 10 条・第 11 条・第 12 条 ]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないと、また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」( 条例第 12 条 ) の規定があります。

#### コ 公開の実施および費用負担

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

#### サ 不服申立て [ 条例第 3 章 ]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

## ( 2 ) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

### ア 情報提供制度

#### ( ア ) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各地域振興局の行政情報コーナー等において、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

#### ( イ ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県が作成する刊行物の有償頒布を実施しています。

## イ 県民政策コメント制度

滋賀県では、県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成12年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

## ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成12年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています。

- (ア) 会議の開催の周知  
公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。
- (イ) 公開の方法  
会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

## エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第34条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成13年1月31日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

- (ア) 対象となる出資法人  
対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。  
県が資本金等の4分の1以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人（ に掲げる法人を除く。）  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第2項に規定する法人に該当する法人
- (イ) 出資法人において実施する情報公開制度  
出資法人の経営状況等に関する資料の公表  
上記（ア）の または に該当するすべての出資法人が対象となっています。  
出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋



## 賀県情報公開条例に準じた公開制度（文書公開制度）の実施

上記（ア）の に該当する出資法人のうち県が資本金等の2分の1以上を出資している法人および上記（ア）の に該当する法人が対象となっています。

# 平成14年度の情報公開制度の実施状況

## 1 公文書公開制度

### (1) 公文書公開請求の状況

平成14年度における公文書公開請求件数は353件で、前年度の223件に比べて、130件増加しており、昭和63年度の公文書公開制度開始以来、最多の請求件数となりました。

公文書公開請求件数の増加の要因は、情報公開制度が県民等に定着してきたこと、また、平成14年度から新たに公安委員会と警察本部長が実施機関になったことなどが挙げられます。

表1 公文書公開請求件数の状況 (件)

区 分	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (地域振興局)	警察県民 センター	その他の機関	計
昭和63～平成12年度	1,029	64	-	58	1,151
平成13年度	125	84	-	14	223
平成14年度	204	112	24	13	353
計	1,358	260	24	85	1,727

注1 件数は、請求書一枚を1件としてカウントしています。

2 平成12年度までの件数は、請求と申出の合計となっています。(以下同じ。「申出」とは、滋賀県公文書の公開等に関する条例(旧条例)下で定められていた県外在住者等の請求権者以外の者からのものをいいます。)

### (2) 公文書公開請求の請求者別内訳

平成14年度の公文書公開の請求者別の内訳は、表2のとおりです。

その内訳は、「県内、個人」が138件と最も多く、次に「県内、法人・その他の団体」が129件となっており、「個人」と「法人・その他の団体」を合わせた県内の請求者が全体の75.6%を占めています。

表2 公文書公開請求の請求者別内訳 上段：件数 下段：構成比

	県内	県外	計
個 人	138	17	155
	39.1%	4.8%	43.9%
法人・その他の団体	129	69	198
	36.5%	19.6%	56.1%
計	267	86	353
	75.6%	24.4%	100%

### (3) 公文書公開請求の実施機関別内訳

公文書公開請求のあった実施機関別内訳は表3のとおりです。

平成14年度における公文書公開請求の実施機関別内訳は、知事部局が281件で全体の78.5%を占めています。一方、議会や教育委員会などの知事部局以外の実施機関では、77件の請求があり、前年度の18件に比べ大幅に増加しました。これは、議会や教育委員会等に対して請求が増えている他、平成14年度から公安委員会と警察本部長が実施機関に加わったことが要因と思われます。

知事部局では、健康福祉部に対して最多の87件の請求があり、健康福祉部、琵琶湖環境部と土木交通部の3部局で全体の約7割を占めています。

表3 公文書公開請求の実施機関別内訳

左欄：件数 右欄：構成比

実施機関	昭和63～平成12年度		平成13年度		平成14年度		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
知事	1,032	89.5%	209	92.1%	281	78.5%	1,522	87.6%
直属	32	2.8%	3	1.3%	5	1.4%	40	2.3%
総務部	278	24.1%	10	4.4%	6	1.7%	294	16.9%
企画県民部	199	17.3%	4	1.8%	3	0.8%	206	11.9%
琵琶湖環境部	154	13.4%	72	31.7%	86	24.0%	312	18.0%
健康福祉部	66	5.7%	57	25.1%	87	24.3%	210	12.1%
商工観光労働部	7	0.6%	3	1.3%	2	0.6%	12	0.7%
農政水産部	103	8.9%	9	4.0%	18	5.0%	130	7.5%
土木交通部	156	13.5%	50	22.0%	74	20.7%	280	16.1%
出納局	37	3.2%	1	0.4%	0	0.0%	38	2.2%
議会	5	0.4%	4	1.8%	15	4.2%	24	1.4%
教育委員会	85	7.4%	6	2.6%	13	3.6%	104	6.0%
選挙管理委員会	5	0.4%	7	3.1%	20	5.6%	32	1.8%
人事委員会	4	0.3%					4	0.2%
監査委員	14	1.2%			2	0.6%	16	0.9%
公安委員会	-		-				0	
警察本部長	-		-		25	7.0%	25	1.4%
地方労働委員会	1	0.1%					1	0.1%
収用委員会	1	0.1%					1	0.1%
海区漁業調整委員会	3	0.3%			1	0.3%	4	0.2%
内水面漁場管理委員会	0	0.0%			1	0.3%	1	0.1%
公営企業管理者	3	0.3%	1	0.4%			4	0.2%
合計	1,153	100%	227	100%	358	100%	1,738	100%

注 1件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が表1の公文書公開請求件数より多くなっています。

#### (4) 公文書公開請求の決定状況

公文書の公開請求に対する決定状況は、表4のとおりです。

平成14年度における公文書公開請求の決定状況は、公開が205件、部分公開が130件、非公開（不存在を除く。）が5件、不存在が10件、取下げが3件でした。

表4 公文書公開請求の決定状況 (件)

区分	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
昭和63～平成12年度	1151	420	594	28	71	38
平成13年度	223	104	96	4	16	3
平成14年度	353	205	130	5	10	3
合計	1727	729	820	37	97	44

#### (5) 非公開決定等の理由別内訳

平成14年度に部分公開・非公開（不存在を除く。）決定を行った135件についての非公開理由の適用状況は、個人に関する情報が86件と最も多く、全体の約半数を占めています。次いで、法人等に関する情報が多く、個人に関する情報と合わせると、全体の約8割を占めています。

表5 非公開決定等の理由別内訳

上段：件数  
下段：構成比

非公開理由	昭和63～平成12年度	平成13年度	平成14年度
個人情報 (条例第6条第1号)	465 37.3%	83 56.1%	86 52.4%
法人情報 (条例第6条第2号)	281 22.6%	55 37.2%	45 27.4%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	286 23.0%	0 0.0%	8 4.9%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	2 0.2%	1 0.7%	1 0.6%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	3 0.2%	1 0.7%	1 0.6%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	49 3.9%	8 5.4%	23 14.0%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	142 11.4%		
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	17 1.4%		
合計	1,245 100%	148 100%	164 100%

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由となります。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委任事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例

第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっています。

- 2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っています。

### (6) 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況

平成14年度は、公文書公開請求に対する実施機関の決定について、6件の不服申立てがあり、そのうち4件が滋賀県情報公開審査会に諮問されました。また、残る2件のうち1件については、諮問する前に取り下げられ、もう1件については、平成15年3月末時点で未諮問でした。

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成することとされており、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関からの諮問を受けて、実施機関の行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正公平な立場から建議ができる附属機関です。

滋賀県情報公開審査会では、平成14年度は、計10回開催され、前年度からの繰越分を含めて7件の不服申立てに係る諮問事案について審議し、そのうち4件について答申がなされました。

平成14年度の実施機関の処理状況は、滋賀県情報公開審査会から答申を受けた上記の4件のうち2件について、答申を尊重した決定を行いました。

表6 不服申立て、審査会の審査および実施機関の処理の状況

年度	不服申立ての状況				
	不服申立て係属件数	内訳		諮問前取下げ	未諮問
		前年度からの繰越件数	当年度中申立て件数		
平成14年度	10	4	6	2	1

情報公開審査会										
諮問係属件数	内訳		諮問の取下げ	答申件数	内訳				審議中	
	前年度からの繰越件数	当年度中諮問件数			原処分妥当	一部取消し	取消し	却下		
7	3	4	1	4		1	2	1	2	

実施機関の処理					
決定裁決	内訳				未処理(答申後)
	認容	一部認容	棄却	却下	
2		1		1	2

表7 平成14年度の情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
22	「要介護認定における一次判定用ソフトウェア（通信機能に係る部分を除く）」	知事	異議申立て H13. 8.28 取下げ H14. 6.11	-	-
		非公開 H13. 7.25	諮問 H13. 9.20 取下げ H14.6.18	-	
23	「大津市 町 申請官民境界申請場所（申請場所の分る書類）平成 年 月 日申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会箇所」	知事	異議申立て H13. 6. 4	答申第18号 却下 H14. 9.26	却下 H14.11.21
		一部公開 H13. 5.25	諮問 H13. 9.27	開催回数 8回 処理日数 365日	
24	「 処分場にかかる県調査委員会の議事録又はテープ」	知事	異議申立て H14. 3. 4	答申第19号 一部取消し H14.12. 6	一部認容 H15. 3.28
		非公開 H14. 2.22	諮問 H14. 3.11	開催回数 6回 処理日数 271日	
25	「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式（鑑定書、売買契約書等）」	知事	異議申立て H14. 6.28	答申第20号 取消し H14.12. 6	
		一部公開 H14. 5.31 (H14. 4.23)	諮問 H14. 7.23	開催回数 4回 処理日数 137日	
26	「 施設整備計画 H12.12の欄の施設整備計画図面一切 栗原地先の用地取得（18ha）に係る請求書および支払日がわかる書類一切」	知事	異議申立て H14. 7.29	答申第21号 取消し H14.12. 6	
		一部公開 H14. 6.20	諮問 H14. 8.29	開催回数 3回 処理日数 100日	
27	「平成15年度（2003年度）滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る文書」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	審議中	
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15. 2. 7		
28	「平成15年度（2003年度）滋賀県公立学校教員採用選考試験の選考基準等」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	審議中	
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15. 2. 7		

表 8 平成 14 年度の情報公開審査会答申の概要

<p>答申第 18 号 ( 諮問第 23 号 )</p>	<p>件 名 「官民境界確定申請場所 ( 申請場所の分かる書類 )」の一部公開決定 に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 大津市 町 申請官民境界申請場所 ( 申請場所の分かる書類 ) 平成 年 月 日申請、同年 月 日 職員現地立会個所</p>	
<p>2 争 点 対象公文書の特定について ( 申請場所の分かる書類 ) 実施機関が「公図写し」と「地積測量図写し」を請求対象公文書として特定しなかったこと の妥当性</p>	
<p>3 答申の骨子</p> <p>( 1 ) 結論 本件異議申立ては、不服申立ての利益がないものと判断されるので、これを却下することが相当である。</p> <p>( 2 ) 判断理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象公文書の特定にあたっては、公開請求書に記載された内容により、客観的に判断されるべきものである。</li> <li>・異議申立人は、公開請求書に「大津市 町 申請官民境界申請場所 ( 申請場所の分かる書類 ) 平成 年 月 日申請、同年 月 日 職員現地立会個所」と表記していることから、官民境界確定申請の対象地番を知った上で公開請求をしていることは明らかである。</li> <li>・したがって、異議申立人が公開を求めているのは、官民境界確定申請が行われた当該地番の土地における、いかなる場所が申請されたのかが分かる書類の公開を求めたと解するのが相当である。</li> <li>・「位置図」および「平面図」には官民境界確定申請の具体的な位置を示す着色表示が施されているのに対し、「公図写し」および「地積測量図写し」には特定の位置を示す何らの表示はない。</li> <li>・よって、「公図写し」および「地積測量図写し」については、申請の具体的場所を示す書類とはいえ、公開請求のあった対象公文書には該当しないとする実施機関の判断は妥当である。</li> <li>・したがって、本事案において、「公図写し」および「地積測量図写し」について実施機関の処分は行われていないものと認められるので、本件異議申立ては、処分がないものについて処分の取消しを求めて異議が申し立てられていることとなり、不服申立ての利益のない不適法な異議申立てであると判断せざるを得ない。</li> </ul>	

<p>答申第19号 (諮問第24号)</p>	<p>件名 「産業廃棄物処分場にかかる県調査委員会の議事録またはテープ」の 非公開(不存在)決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 処分場にかかる県調査委員会の議事録またはテープ</p>	
<p>2 争点 (1) 対象公文書について不存在という理由で非公開処分をしたことの妥当性 (2) 議事録および録音テープの存在の有無、公文書該当性</p>	
<p>3 答申の骨子</p> <p>(1) 結論 県調査委員会第1回から第3回までの会議に係る議事録を非公開とした部分は妥当であるが、第4回から第8回までの会議に係る議事録を非公開とした部分は取り消すべきである。録音テープを非公開とした部分は、結論において妥当である。</p> <p>(2) 判断理由</p> <p>第1回から第3回までの会議に係る議事録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の性格、役割から考え、議事録は作成する必要がないと判断し、作成しなかったと実施機関は説明している。</li> <li>・このことの是非はさておき、議事録は作成していなかったという実施機関の説明が不合理であるとまでは認められず、また、他に議事録が存在すると推測される特段の事情もないことから、議事録は存在しないと判断されるので、実施機関の決定は妥当である。</li> </ul> <p>第4回から第8回までの会議に係る議事録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は請求内容を「議事録」という名称の付された文書と判断して、文書の不存在による非公開決定を行った。</li> <li>・しかし、一般に議事録といった場合、必ずしも発言者名や発言内容を一字一句書きとめた速記録的なものに限定されるものではなく、その要旨を記載したのもも議事録とみなすことができる場合がある。</li> <li>・本事案においても、異議申立人が公開請求しているのは、必ずしも「議事録」という名称を付された文書ではなく、その名称にかかわらず、「議事、審議の経過、結果を記録した文書」とであると解するのが相当である。</li> <li>・今回の対象公文書をこのように解した場合、実施機関が、会議の大略と結果を公表するための諸文書を配布・公表したと述べていることを考慮すると、これに該当する公文書が存在すると解する余地がある。</li> <li>・したがって、実施機関は、この部分に関する非公開決定を取り消すべきである。</li> </ul> <p>録音テープ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関は担当者が個人的に録音したもので、その者の意思により随時消去が可能なものであるとし、公開請求時には、録音テープは他の会議を録音したため消去され、すでに存在しなかったと述べている。</li> <li>・録音機および記録媒体は実施機関の担当者が個人的に所有していたものであること、実際の録音にあたっては他の者はそのことについて特段の認知はしていなかったこと、さらに上司が録音することについて指示等をしていなかったことなどを考慮すると、録音テープは担当職員の支配下にあったものと判断され、担当者が個人の判断で消去したとする実施機関の説明には一定の合理性がある。</li> <li>・したがって、録音テープは存在しないと判断されるので、実施機関による非公開決定は結論において妥当である。</li> </ul>	



<p>答申第20号 (諮問第25号)</p>	<p>件名 「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式(鑑定書、売買契約書等)」の一部公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式(鑑定書、売買契約書等)</p>	
<p>2 争点 理由の付記について 条例の要求する理由付記の程度、本件処分における理由付記の不備の有無</p>	
<p>3 答申の骨子</p> <p>(1) 結論 当初行った非公開決定を後日「撤回」して一部公開決定を行ったが、この一部公開決定でも非公開とされた部分について、これを取り消して、改めて公開の可否を決定すべきである。</p> <p>(2) 判断理由 理由の付記について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求される理由の付記の程度であるが、平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決(平成4年(行ツ)第48号)によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例(東京都公文書の開示等に関する条例)9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない」とされている。</li> <li>・また、同判決によると、理由の付記に不備があるとされる場合には、後日処分庁によって理由が示されても、それによって理由の付記の不備という瑕疵が治癒されるものではないとされている。</li> </ul> <p>本件処分の理由の付記について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の処分に係る決定通知書中、「請求のあった公文書の名称または内容」欄は、「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式(鑑定書、売買契約書等)」と記載しているにとどまり、これ以上に非公開の対象となった公文書の内容を窺わせる記載はなく、これだけでは異議申立人において、どのような公文書がここに含まれているかを知ることが容易でなく、当該公文書の種類、性質等を理解するのは困難であると言わざるを得ない。</li> <li>・また、公文書を公開しない理由としては、非公開の根拠条号を挙げることもなく、「契約、または交渉に係る事務に関する書類を公にすることにより、県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」と記載するに過ぎないものであり、「請求のあった公文書の名称または内容」欄の記載と、非公開の根拠条号を挙げることなく示された「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは到底無理であると言わなければならない。</li> <li>・さらに、非公開理由のうち「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という記載は、条例第6条第6号本文の規定(これは同条同号アないしオの規定内容を含む一般的な規定である。)の一部を引用するものであり、「請求のあった公文書の名称または内容」欄の記載と、非公開の根拠条号を挙げることなく示された「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは、この理由が一般的な規定であることを考えると、より一層無理であると言わなければならない。</li> <li>・よって、本件処分に付記された理由は、条例第6条各号所定の非公開理由のどれに該当</li> </ul>	

するのかをその根拠とともに了知し得るものとは言えず、条例第10条第3項の要求する理由付記としては十分ではないと言わざるを得ず、本件処分には理由の付記の不備がある。

- ・後日、本件処分を「撤回」して、全部非公開としたもののうち一部を公開し、残る部分は公開としなかったが、これは、公開部分については、非公開を撤回して新たに公開決定をしたものであるが、公開とされなかった部分については、撤回した上で新たに非公開決定をしたものではなく、先の処分が維持されており、その理由の補正をしたものであるというものである。
- ・この場合、先の処分に理由の付記の不備がある場合には、後に理由が示されることによってもこの瑕疵が治癒されないのであり、本件処分には理由の付記の不備の違法があるものとして取消しを免れ得ない。
- ・なお、実施機関は、異議申立人の公文書公開請求に対して、先の処分のうち、後日これを撤回して行った処分で公開とされなかった部分に係る部分の全部について、速やかに、改めて、公開の可否を決定すべきである。

<p>答申第 2 1 号 ( 諮問第 2 6 号 )</p>	<p>件 名 「 施設整備計画 H12.12 の欄の施設整備計画図面一切 栗原地先の用地取得 ( 18ha ) に係る請求書および支払日がわかる書類一切 」の一部公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 別紙施設整備計画 H 12. 12 の欄の施設整備計画図面一切 栗原地先の用地取得 ( 18ha ) に係る請求書および支払日がわかる書類一切</p>	
<p>2 争 点 理由の付記について 条例の要求する理由付記の程度、本件処分における理由付記の不備の有無</p>	
<p>3 答申の骨子</p> <p>( 1 ) 結論 公文書一部公開決定で非公開とした部分の全部を取り消すべきである</p> <p>( 2 ) 判断理由 理由の付記について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要求される理由の付記の程度であるが、平成 4 年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決 ( 平成 4 年(行ツ)第48号 ) によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例 ( 東京都公文書の開示等に関する条例 ) 9 条各号所定の開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例 7 条 4 項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない」とされている。</li> <li>・ また、同判決によると、理由の付記に不備があるとされる場合には、後日処分庁によって理由が示されても、それによって理由の付記の不備という瑕疵が治癒されるものではないとされている。</li> </ul> <p>本件処分の理由の付記について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件処分に係る決定通知書中、「公文書の公開をしない部分」欄は、「請求書および支払日がわかる書類一切」と記載しているにとどまり、これ以上に非公開とされた部分の内容を窺わせる記載はなく、これだけでは異議申立人において、どのような公文書がここに含まれているかを知ることが容易でなく、当該公文書の種類、性質等を理解するのは困難であると言わざるを得ない。</li> <li>・ また、公文書を公開しない理由としては、条例第 6 条第 6 号 ( 事務の円滑な実施を困難にする情報 ) に該当するとして「県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」と記載するに過ぎないものであり、「公文書の公開をしない部分」欄の記載と「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第 6 条第 6 号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは困難であると言わなければならない。</li> <li>・ さらに、非公開理由のうち「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という記載は、条例第 6 条第 6 号本文の規定 ( これは同条同号アないしオの規定内容を包括する一般的な規定である。 ) の一部を引用するものであり、「公文書の公開をしない部分」欄の記載と「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第 6 条第 6 号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは、この理由が一般的な規定であることを考えると、より一層困難であると言わなければならない。</li> <li>・ よって、本件処分に付記された理由は、条例第 6 条各号所定の非公開理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものとは言えず、条例第 10 条第 3 項の要求する理由付記としては十分ではないと言わざるを得ず、本件処分には理由の付記の不備の違法があり、その取消しを免れ得ない。</li> </ul>	

・なお、実施機関は、異議申立人の公文書公開請求に対して、本件処分で非公開とした部分の全部について、速やかに、改めて、公開の可否を決定すべきである。

表9 情報公開審査会の開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項	審 議 の 内 容
第96回	H14.4.17	・ 諮問第22号（介護保険一次認定ソフト関係）	審議
		・ 諮問第23号（官民境界確定申請場所等関係）	実施機関から理由聴取
第97回	H14.5.30	・ 諮問第23号（官民境界確定申請場所等関係）	異議申立人から意見聴取
		・ 諮問第24号（産業廃棄物処分場調査委員会議事録等関係）	審議
第98回	H14.6.26	・ 諮問第23号（官民境界確定申請場所等関係）	審議
		・ 諮問第24号（産業廃棄物処分場調査委員会議事録等関係）	実施機関から理由聴取
		・ 諮問第22号（介護保険一次認定ソフト関係）	取下げ報告
第99回	H14.8.1	・ 諮問第23号（官民境界確定申請場所等関係）	審議
		・ 諮問第24号（産業廃棄物処分場調査委員会議事録等関係）	異議申立人等から意見聴取
		・ 諮問第25号（廃棄物広域処理施設整備用地取得関係）	審議
第100回	H14.9.18	・ 諮問第23号（官民境界確定申請場所等関係）	審議（H14.9.26 答申第18号）
		・ 諮問第24号（産業廃棄物処分場調査委員会議事録等関係）	審議
		・ 諮問第25号（廃棄物広域処理施設整備用地取得関係）	審議
		・ 諮問第26号（廃棄物広域処理施設整備用地取得関係）	審議
		・ 照会第1号（住宅供給公社住宅分譲関係）	審議
第101回	H14.11.1	・ 諮問第24号（産業廃棄物処分場調査委員会議事録等関係）	審議
		・ 諮問第25号（廃棄物広域処理施設整備用地取得関係）	実施機関から意見聴取
		・ 諮問第26号（廃棄物広域処理施設整備用地取得関係）	実施機関から意見聴取
		・ 照会第1号（住宅供給公社住宅分譲関係）	審議

第102回	H14.11.27	・ 諮問第24号 (産業廃棄物処分場調査委員会議事録等関係)	審議 (H14.12.6 答申第19号)
		・ 諮問第25号 (廃棄物広域処理施設整備用地取得関係)	審議 (H14.12.6 答申第20号)
		・ 諮問第26号 (廃棄物広域処理施設整備用地取得関係)	審議 (H14.12.6 答申第21号)
		・ 照会第1号 (住宅供給公社住宅分譲関係)	審議
第103回	H14.12.24	・ 照会第1号 (住宅供給公社住宅分譲関係)	出資法人から理由聴取
第104回	H15.2.6	・ 照会第1号 (住宅供給公社住宅分譲関係)	審議
第105回	H15.3.17	・ 諮問第27号 (教員採用選考試験関係)	審議
		・ 諮問第28号 (教員採用選考試験選考基準等関係)	審議
		・ 照会第1号 (住宅供給公社住宅分譲関係)	審議
		・ 滋賀県情報公開審査会運営要領の一部改正について	決定

〔参考〕 滋賀県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
市川正人	立命館大学法学部教授	
岡村周一	京都大学大学院法学研究科教授	会長
西居咲子	大津商工会議所女性会会長	
藤井喬	中小企業団体中央会専務理事	
野洲和博	弁護士	会長代理
山本為三	滋賀文化短期大学教授	
渡邊明子	公募委員	

(平成15年3月現在)

## 2 情報提供制度

### (1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と、より身近な場所で必要な情報が得られるよう設置している各地域振興局の行政情報コーナーでは、公文書公開の相談、受付を行うとともに、白書、統計資料といった各種刊行物、行政関係資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度、しがベンチマーク、附属機関等の会議の公開に係る会議録などの資料を窓口において公表しており、情報提供に努めています。

平成14年度における県民情報室および行政情報コーナーの利用状況や情報提供の状況は、表10のとおりであり、利用者数は12,906人（1日平均53人）で、13,181件（1日平均54件）の情報提供活動を行い、79,246枚の写しの交付を行っています。前年度に比して写しの交付枚数は約9,600枚ほど増加しています。

また、県民情報室における平成14年度の情報提供の状況をより詳しく示しているのが表11であり、資料の分類別の閲覧および写しの交付による情報提供の状況を表しています。

表10 平成14年度の情報提供の状況

区 分	県民情報室	行政情報コーナー	合 計
利用者数(人)	9,587	3,319	12,906
内 訳	来室	2,854	12,398
	文書	9	9
	電話	456	499
情報提供件数(件)	9,587	3,594	13,181
内 訳	案内相談	626	690
	閲覧	1,420	7,692
	資料提供	1,541	4,399
	貸出	7	400
写しの交付(枚)	59,233	20,013	79,246
内 訳	単色コピー	20,009	79,156
	その他	4	90

表11 県民情報室における閲覧および写しの交付の状況(平成14年度)

上段：件数・枚数 下段：構成比

分類別	閲覧	写しの交付	主な資料名
行政一般	2,969 (47.3%)	23,616 (39.8%)	滋賀県統計書、国勢調査報告書、推計人口、人口と世帯数、県公報、官報、当初予算案・重要施策の概要、重要施策大綱、県民政策コメント、県議会議案書・会議録、県例規集、行政情報提供資料、市町村広報・統計書、新湖国ストーリー2010、施策評価表、県政世論調査、附属機関等会議録、出資法人情報公開資料
生活・環境	367 (5.9%)	3,972 (6.7%)	環境影響評価書、県環境白書、滋賀県環境総合計画、滋賀県の廃棄物、一般廃棄物処理広域化計画、琵琶湖と自然、県民経済計算年報、家計調査年報、消費者物価指数、社会生活基本調査、消費者購買動向調査、特定非営利活動法人、琵琶湖水質調査報告書、琵琶湖研究所報、マザーレイク21計画
文化・レジャー	89 (1.4%)	388 (0.7%)	滋賀県史、市町村史、文化財目録、遺跡地図、りっぷる淡海、観光入込客統計調査、旅券発行状況、琵琶湖博物館研究調査報告
福祉	54 (0.9%)	251 (0.4%)	社会福祉施設要覧、淡海ゴールドプラン、健康福祉総合ビジョン、障害福祉の手引き、健康福祉統計年報、淡海エンゼルプラン
保健・医療	64 (1.0%)	606 (1.0%)	衛生統計年報、地域保健医療計画、医療施設病院調査、患者調査、滋賀の水道、生活衛生の概要
商業・工業	279 (4.4%)	672 (1.1%)	工業統計調査、商業統計調査、事業所・企業統計調査報告、滋賀の商工業、工場適地調査、滋賀県経済指標、工場用地の案内
労働・賃金	45 (0.7%)	154 (0.3%)	毎月勤労統計調査、就業構造基本調査、賃金構造基本調査、職業統計年報、労働関係各種貸与金制度、滋賀の労働経済事情
交通・運輸	46 (0.7%)	273 (0.5%)	交通情勢調査表、滋賀の交通
農林・水産	124 (2.0%)	570 (1.0%)	農林水産統計年報、農業センサス、漁業センサス、滋賀の農林水産業、滋賀の水産、滋賀の漁港、林業統計要覧、滋賀県の集落営農
土木	1,532 (24.4%)	24,528 (41.3%)	滋賀県の都市計画、都市計画図、滋賀の下水道事業、土木要覧、河川港湾漁業調査、滋賀県の公園緑地、経営事項審査結果通知書、設計便覧、実施設計積算単価表、土木工事標準積算基準書、建設工事発注見通し、建設工事等入札参加資格者名簿、指名停止について、工事必携
住宅・建築	104 (1.7%)	664 (1.1%)	住宅行政の概要、土地利用基本計画、土地利用の現状と対策、地価公示価格、住宅統計調査、新設住宅着工状況、宅地建物取引業者一覧表
防災・防犯	70 (1.1%)	622 (1.1%)	地域防災計画、消防年報、滋賀県災害誌、水防計画、滋賀の砂防、気象年報、地震観測記録報告書、滋賀の犯罪、少年非行のあらまし、少年通報
教育	135 (2.2%)	624 (1.1%)	学校基本調査、滋賀県の教育統計、教育の歩み、学校便覧、滋賀の青少年、生徒指導実践の手引き、環境教育実践事例集、視聴覚教育教材データ
その他	394 (6.3%)	2,293 (3.9%)	各省庁白書、他府県統計書、他府県史、国際統計、各種年鑑、新聞
合計	6,272 (100%)	59,233 (100%)	-

## (2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等に利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成14年度は、39種類の刊行物等を有償刊行物に指定し、合計で1,059部を頒布し、頒布金額はおよそ82万円となっています。

表12 有償刊行物頒布実績

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	累 計
頒布部数	1,490	1,399	1,059	3,948
頒布金額	¥2,272,450	¥997,910	¥821,390	¥4,091,750

表13 平成14年度の有償刊行物頒布状況

刊 行 物 名	作 成 課	価 格	頒布部数	頒布金額
平成14年度(2002年度) 滋賀県重要施策大綱	企画課	¥240	101	¥24,240
平成14年(2002年)版 環境白書	環境政策課	¥2,880	81	¥233,280
社会福祉施設等要覧 平成13年(2001年)5月1日現在	レイカディア推進課	¥110	74	¥8,140
平成14年度版 滋賀県の下水道事業	下水道計画課	¥290	63	¥18,270
滋賀県管内図(縮尺10万分の1)	道路課	¥1,480	48	¥71,040
滋賀県の廃棄物 平成13年度	廃棄物対策課	¥250	44	¥11,000
平成14年(2002年)版 環境白書 資料編	環境政策課	¥610	41	¥25,010
平成13年(2001年)版 環境白書	環境政策課	¥1,580	39	¥61,620
平成14年度 学校便覧	教育委員会事務局総務課	¥150	38	¥5,700
滋賀県推計人口年報 平成13年10月1日現在	統計課	¥790	35	¥27,650
統計でみる滋賀2002 -社会・人口統計体系-	統計課	¥260	35	¥9,100
平成13年(2001年)版 環境白書 資料編	環境政策課	¥360	34	¥12,240
しがの農林水産業 統計資料集付き 平成14年(2002年)	農政課	¥120	33	¥3,960
平成13年版 滋賀県の商工業	商工観光政策課	¥1,110	26	¥28,860
滋賀県の都市計画 2002	都市計画課	¥1,100	26	¥28,600
滋賀のみち	道路課	¥1,990	25	¥49,750
平成13年度 学校便覧	教育委員会事務局総務課	¥190	23	¥4,370
滋賀県健康福祉白書 平成13年度版	健康福祉政策課	¥570	18	¥10,260
平成13年度版 滋賀県の下水道事業	下水道計画課	¥290	17	¥4,930
平成14年度 教育行政重点施策	教育委員会事務局総務課	¥180	16	¥2,880
滋賀の水産 平成14年度	水産課	¥570	15	¥8,550
その他			227	¥171,940
合 計			1,059	¥821,390

頒布中の有償刊行物一覧は、滋賀県のホームページ(<http://www.pref.shiga.jp>)に掲載しています。



### 3 出資法人の情報公開

#### (1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第34条の規定に基づいて、平成13年10月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

平成14年4月1日現在で対象となる出資法人の範囲は、表14のとおりであり、経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が30法人（14-1参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が12法人（14-2参照）であり、全体で42の出資法人が対象となっています。

表14 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成14年4月1日現在）

14-1

[ 30法人 ]

出資法人の名称	所管課	
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	総務部	総務課
滋賀県土地開発公社	企画県民部	企画課
(財)淡海文化振興財団		県民文化課
(財)滋賀県文化振興事業団		県民文化課
(財)びわ湖ホール		県民文化課
(財)国際湖沼環境委員会	琵琶湖環境部	環境政策課
(財)滋賀県環境事業公社		廃棄物対策課
(財)滋賀県下水道公社		下水道計画課
(社)滋賀県造林公社		林務緑政課
(財)びわ湖造林公社	林務緑政課	
(財)滋賀県緑化推進会	林務緑政課	
(社福)滋賀県社会福祉事業団	健康福祉部	健康福祉政策課
(財)滋賀県レイカディア振興財団		レカディア推進課
(財)滋賀県動物保護管理協会		生活衛生課
(財)滋賀県産業支援プラザ	商工観光労働部	商工観光政策課
(社)滋賀県観光連盟		商工観光政策課
(財)滋賀県陶芸の森		新産業振興課
(財)滋賀県国際協会		国際課
(財)滋賀県障害者雇用支援センター		労政能力開発課
(財)滋賀県農地協会	農政水産部	農政課
(財)滋賀食肉公社		畜産課
(財)滋賀県水産振興協会		水産課
(財)滋賀県建設技術センター	土木交通部	監理課
滋賀県道路公社		道路課
(財)滋賀県公園・緑地センター		都市計画課
滋賀県住宅供給公社		住宅課
(財)滋賀県建築助成公社		住宅課
(財)滋賀県体育協会	教育委員会	保健体育課
(財)滋賀県スポーツ振興事業団		保健体育課
(財)暴力団追放滋賀県民会議	警察本部	暴力団対策課

出資法人の名称	所管課	
(財)滋賀総合研究所	企画県民部	企画課
(財)びわ湖空港周辺整備基金		空港整備課
(財)滋賀県消防協会		消防防災課
(財)びわ湖レイクフロントセンター	琵琶湖環境部	水政課
(財)滋賀県腎臓バンク	健康福祉部	健康対策課
(財)糸賀一雄記念財団		障害福祉課
滋賀県信用保証協会	商工観光労働部	商工観光政策課
(財)滋賀県勤労者福祉協会		労政能力開発課
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農政水産部	農産流通課
(社)滋賀県養豚価格安定基金協会		畜産課
(株)滋賀県食肉地方卸売市場		畜産課
(財)滋賀県文化財保護協会	教育委員会	文化財保護課

## (2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

平成14年度は、上記(1)の出資法人のうち、規程等を定めて当該出資法人が保有する文書について県の公文書公開制度に準じた公開制度(文書公開制度)を実施している出資法人が35法人ありました。

平成14年度における出資法人の文書公開制度の実施状況は表15のとおりです。

表15 平成14年度の出資法人の情報公開の実施状況

出資法人の名称	情報公開 規程 施行期日	実施状況							異議 申出
		公開 申出	処理状況					合計	
			公開	部分 公開	非公開	不存在	取下げ		
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	H13.10.1							0	
滋賀県土地開発公社	H13.10.1							0	
(財)淡海文化振興財団	H13.10.1							0	
(財)滋賀県文化振興事業団	H13.10.1							0	
(財)びわ湖ホール	H13.10.1							0	
(財)国際湖沼環境委員会	H13.10.1							0	
(財)滋賀県環境事業公社	H13.10.1	3		3				3	0
(財)滋賀県下水道公社	H13.10.1	1	1					1	0
(社)滋賀県造林公社	H13.10.1							0	
(財)びわ湖造林公社	H13.10.1							0	
(財)滋賀県緑化推進会	H13.10.1							0	
(社福)滋賀県社会福祉事業団	H13.10.1							0	
(財)滋賀県レガ`ィア振興財団	H13.10.1							0	
(財)滋賀県動物保護管理協会	H13.10.1							0	
(財)滋賀県産業支援プラザ	H13.10.1							0	
(社)滋賀県観光連盟	H13.10.1							0	
(財)滋賀県陶芸の森	H13.10.1							0	
(財)滋賀県国際協会	H13.10.1							0	
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	H13.10.1							0	
(財)滋賀県農地協会	H13.10.1							0	
(財)滋賀県食肉公社	H13.10.1							0	
(財)滋賀県水産振興協会	H13.10.1							0	
(財)滋賀県建設技術センター	H13.10.1							0	
滋賀県道路公社	H13.10.1							0	
(財)滋賀県公園・緑地センター	H13.10.1							0	
滋賀県住宅供給公社	H13.10.1							0	
(財)滋賀県建築助成公社	H13.10.1							0	
(財)滋賀県体育協会	H13.10.1							0	
(財)滋賀県スポーツ振興事業団	H13.10.1							0	
(財)暴力団追放滋賀県民会議	H14.4.1							0	
(財)滋賀総合研究所	H13.10.1							0	
(財)滋賀県勤労者福祉協会	H13.10.1							0	
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	H13.11.29							0	
(社)滋賀県養豚価格安定基金協会	H13.10.1							0	
(財)滋賀県文化財保護協会	H13.10.1							0	
合 計		4	1	3	0	0	0	4	0

(3) 異議の申出、情報公開審査会の審査および出資法人の処理の状況

平成14年度は、文書公開申出に対する出資法人の決定について、異議の申出はありませんでしたが、平成13年度中に異議の申出があった1件について、出資法人から意見を求められた滋賀県知事より滋賀県情報公開審査会に意見照会があり、審議を行っています。

表16 異議の申出に係る情報公開審査会への意見照会の内容および処理状況

照会 番号	意見照会の内容	出資法人	異議の申出	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	照会	審査会開催状況	
1	「 ( 団地 ) の住宅分譲 に関する文書」	滋賀県住宅 供給公社	異議の申出 H14. 3.20 ( 補正 H14 .4.5 )	審議中	
		一部公開 H14. 2.19	知事への 意見照会 H14. 6. 4 知事からの 意見照会 H14. 6.19		

資

料

**資料1** 平成14年度 公文書公開請求内容および処理状況

( 別ファイルに掲載 )

資料2 滋賀県情報公開審査会の答申（平成14年度）

答申第18号

答 申 第 1 8 号  
平成14年(2002年)9月26日

滋賀県知事 國 松 善 次 様

滋賀県情報公開審査会  
会 長 岡 村 周 一

滋賀県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年（2001年）9月27日付け滋大土第10-93号で諮問のあった下記事案について、別添のとおり答申します。

記

「大津市 町 申請官民境界申請場所（申請場所の分かる書類）  
平成 年 月 日申請、同年 月 日 職員現地立会個所」の一部公開決定  
処分に対する不服申立て

答申第18号  
( 諮問第23号 )

## 答 申

### 第1 審査会の結論

本件異議申立ては、不服申立ての利益がないものと判断されるので、滋賀県知事（以下「実施機関」という。）においてこれを却下することが相当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成13年5月14日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「大津市 町 申請官民境界申請場所（申請場所の分る書類） 平成 年 月 日 申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会個所」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

同年5月25日、実施機関は、当該地に係る「官民地境界確定現地調査について（通知）」という標題の回議書およびこれに添付されている関係資料全16件のうち、「回議書」、「立会人等覚え書」、「平面図・断面図」等8件の文書について、それぞれ公開または部分公開する旨を記載し、また、「公図写し」、「地積測量図写し」等8件の文書については、公開の可否欄に「非公開」、理由欄に「申請内容含まず」と記載した通知書により、公文書の一部公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

#### 3 異議申立て

- (1) 同年6月4日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件決定を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。
- (2) 平成14年6月28日付け文書で、異議申立人は実施機関に対して、異議申立ての一部の取下げを行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件決定中、「公図写し」および「地積測量図写し」の非公開決定の取消しを求めるといものである。

なお、当初行われた「平面図」の部分公開決定に対する異議申立てについては、平成14年6月28日付けで取り下げられた。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の非公開理由説明書に対する意見書、意見陳述等において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 「官民境界確定申請場所が分る書類」を公開請求したのに対し、知事は「公図写し」



を公開しなかった理由を「申請内容を含まないため」としている。

如何なる場所が隣接しているかを示す公図は、官民境界確定協議の前提となる書類であり、申請の具体的な場所を示すものである。これが公開されなければ、如何なる場所が官民境界確定申請され、立会されたものかが分からず、これを「申請内容を含まないため」として公開対象文書から除外したことは、公文書公開請求書（以下「公開請求書」という。）に記載の語句の意味を理解しないものである。

- (2) 「立会人等覚え書」によれば、本件申請地番を表記した公図は法務局に備え付けられていないとあるが、それにもかかわらず本件官民境界確定申請書には「法務局備付公図写」が添付書類として記載されている。したがって、官民境界確定申請書に添付の「公図写し」は、偽造あるいは申請地に関係のない公図のはずであり、知事はこの事実を隠匿するために、これを公開しなかったものである。
- (3) 本件申請地については法務局に地積測量図が備え付けられており、この地積測量図が本件申請に係る具体的な場所を示す図面であり、これを「申請内容を含まないため」として公開しなかったのは不当である。
- (4) 法務局備え付けの地積測量図に表示された境界と地積が、官民境界確定境界であり申請人の土地の範囲である。知事はこの事実を反した境界、辺長を定めようとしたことから、地積測量図を公開しなかったものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 公開請求書に記載された請求内容は「官民境界申請場所の分る書類」とされており、また、公開請求の受付窓口において「具体的な場所を示す図面のような書類」との申し出があったため、申請地番の位置を示す位置図と申請位置を着色して表示された平面図・断面図が該当するものと判断し、これらについて公開または部分公開をしたものである。
- (2) 公図は土地の配列、隣接関係を示す図面ではあるが、具体的な土地の形状、面積を示しているものではない。  
また、地積測量図は土地の形状、面積を示す図面ではあるが、本件官民境界確定申請書に添付された地積測量図には、申請地番の境界のどの部分に関する申請であるかを示す表記がない。  
したがって、「公図写し」および「地積測量図写し」は、官民境界申請場所を具体的に示す情報を含んでいないため、本件公開請求の内容には該当しない文書であると判断したものである。
- (3) 「公図写し」および「地積測量図写し」について、実施機関はこれを対象公文書と特定した上で非公開決定を行ったものではなく、公開請求の対象文書ではないと判断し、結果として公開しなかったにすぎないものである。

また、本件公開請求に対して、公開決定または部分公開決定した文書について公開を行った際に、異議申立人に対してこの旨説明し、また、個別具体的に「公図写し」および「地積測量図写し」と明記した表現を用いて、別途情報公開請求があれば、「公図写

し」や「地積測量図写し」を対象公文書として特定の上、改めて公文書公開の可否の決定を行うことを教示している。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

当審査会は、本件異議申立てについて審議した結果、次のとおり判断する。

#### (1) 本事案の争点について

本異議申立て事案に係る、異議申立人および実施機関の両者の主張の争点は、異議申立人が公開請求書の「請求する公文書の名称または内容」欄に記載した「官民境界申請場所（申請場所の分る書類）」という表記に対する両者の解釈の相違という点に帰する。

つまり、この表記を、異議申立人は「申請部分を含む土地とその周辺土地との位置関係（配置関係）が分かる図面」を意味するものとして公開請求を行ったのに対して、実施機関は「土地現状に照らした特定の地点が表示された図面」と解釈したものである。

その結果、「公図写し」および「地積測量図写し」について、異議申立人は対象公文書であると認識して公開請求を行ったにもかかわらず、実施機関はこれを公開請求の対象外と判断し処理することとなったものである。

#### (2) 対象公文書の特定について

そこで、公開請求書に記載の「官民境界申請場所（申請場所の分る書類）」という請求内容に対して、実施機関が「公図写し」と「地積測量図写し」を、請求対象公文書として特定しなかったことの妥当性について判断する。

条例第5条第1項によれば、公文書の公開の請求をしようとするものは、実施機関に対して、公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならないとされているところであり、異議申立人の真意はともかく、公開請求のあった公文書が何であるのか、すなわち対象公文書の特定にあたっては、公開請求書に記載された内容により、客観的に判断されるべきものである。

異議申立人は、公開請求書に「大津市 町 申請官民境界申請場所（申請場所の分る書類） 平成 年 月 日申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会個所」と表記していることから、官民境界確定申請の対象地番を知った上で、公開請求していることは明らかである。

したがって、異議申立人が公開を求めていたのは、いずれの地番の土地に係る官民境界確定申請であったかという点にはなく、官民境界確定申請が行われた当該地番の土地における、いかなる場所が申請されたのかが分かる書類の公開を求めたと解するのが相当である。

そうしたときに、「位置図」および「平面図・断面図」には官民境界確定申請の具体的な位置を示す着色表示が施されているの対し、「公図写し」および「地積測量図写し」には特定の位置を示す何らの表示はなく、よって「公図写し」および「地積測量図写し」については、申請の具体的場所を示す書類とはいえず、したがって、公開請求のあった

対象公文書には該当しないとする実施機関の判断は妥当である。

なお、異議申立人は、官民境界確定申請においてこれらの書類、とりわけ「公図写し」がその添付書類として重要な位置を占める図面であると主張し、そしてそれ故、官民境界確定協議に関して「申請場所の分る書類」と表記すれば、それには「公図写し」と「地積測量図写し」が含まれると解すべきは当然であると主張する。

確かに、実施機関も認めるように、官民境界確定申請において「公図写し」を添付することが原則とされており、また、「地積測量図」が存する場合にはこの写しを添付することが一般的であるとされていることからすれば、官民境界確定協議においてこれらの図面が重要な役割を果たすものであると判断できる。

しかしながら、対象公文書の特定と文書の重要性とは別の問題であり、「申請場所の分る書類」と表記すれば「公図写し」や「地積測量図写し」は当然含まれるとする、異議申立人の主張は採用することはできない。

### (3) 公開請求に対する実施機関の決定について

次に、異議申立人による本件公開請求に対して、実施機関が行った決定の内容について検討する。

実施機関が異議申立人に対して交付した、平成13年5月25日付け文書「公文書一部公開決定通知書」に添付の「個別判断表」中、「公図写し」および「地積測量図写し」の欄には、「申請内容含まず」という理由を付して「非公開」と記されており、この表記を見る限り「非公開という処分」が行われたかに見える。

実施機関がここで「申請内容含まず」としたことは、当該文書については対象公文書として特定しなかった、すなわち公開請求がそもそもなかったという意であり、上記(2)のとおり、実施機関が請求対象公文書として特定しなかったことは妥当ではあるものの、これをあえて「非公開」として記したことについては、不適切な表示であるといわざるを得ないが、その意は「公開請求の対象外の文書であるため、公開を行わない」との趣旨と解すべきであって、この表記をもって「非公開という処分」を行うと意図したものと解することはできない。

したがって、本事案において、「公図写し」および「地積測量図写し」について、実施機関の処分は行われていないものと判断する。

### (4) 異議申立ての適法性について

上記(2)および(3)のとおり、「公図写し」および「地積測量図写し」については公開請求はなく、したがってまた、実施機関による何らの処分も行われていない。

それ故、本件異議申立ては、処分がないものについて処分の取消しを求めて異議が申し立てられていることとなり、不服申立ての利益のない不適法な異議申立てであると判断せざるを得ない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成13 . 9 . 27	・実施機関から諮問を受けた。
平成13 . 10 . 15	・実施機関から非公開理由説明書の提出を受けた。
平成13 . 11 . 20	・異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成13 . 11 . 28 (第93回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14 . 1 . 18 (第94回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14 . 2 . 7 (第95回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14 . 4 . 17 (第96回審査会)	・実施機関から非公開理由を聴取し、諮問案件の審議を行った。
平成14 . 5 . 30 (第97回審査会)	・異議申立人から意見を聴取し、諮問案件の審議を行った。
平成14 . 6 . 26 (第98回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14 . 7 . 10	・実施機関から諮問の一部取り下げがあり、併せて異議申立人から提出された異議申立理由追加の連絡を受けた。
平成14 . 8 . 1 (第99回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成14 . 9 . 18 (第100回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

答申第19号

答 申 第 1 9 号  
平成14年(2002年)12月6日

滋賀県知事 國 松 善 次 様

滋賀県情報公開審査会  
会 長 岡 村 周 一

滋賀県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

平成14年(2002年)3月11日付け滋廃第179号で諮問のあった下記事案について、別添のとおり答申します。

記

「 処分場にかかる県調査委員会の議事録又はテープ」の非公開決定  
に対する異議申立て

答申第19号  
(諮問第24号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る「 処分場にかかる県調査委員会の議事録又はテープ」(以下「本件対象公文書」という。)について、滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が行った非公開決定のうち、栗東町 地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会(以下「委員会」という。)第1回から第3回までの会議に係る議事録を非公開とした部分は妥当であるが、第4回から第8回までの会議に係る議事録を非公開とした部分は取り消すべきである。

録音テープを非公開とした部分は、結論において妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成14年2月7日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

同年2月22日、実施機関は、請求のあった文書は不存在であるとして、条例第10条第2項の規定に基づき、非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

同年3月4日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、公開するとの決定を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の非公開理由説明書に対する意見書および意見陳述において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

##### (1) 委員会の議事録について

ア 実施機関は、不存在という理由で非公開処分をしたが、委員会の設置は県の公費、すなわち税金で行われており、委員会の会議が行われているにもかかわらず、一切議事録が存在しないということはあり得ない。すなわち、委員会の会議において、議事録を作成することは常識であり、もし議事録を作っていないならば、それは公費の無駄遣いである。

イ 実施機関は、議事録を作成していないことの理由として、委員会の性格について論

じ、その助言および提言が県の意思決定を拘束するものではないから、非公開でよいと主張するが、実際には、委員会の報告はそのまま県の正式発表につながり、委員会が結論として「総じて問題がない」と報告したところは、県も同様の判断をしている。

また、委員会の助言および提言が県の意思決定を拘束するかどうかによって、公開の可否を判断する条例上の根拠が不明である。

ウ 実施機関は、議事録を作成していない理由の一つとして、委員会の透明性の向上と公正の確保策について論じ、委員会の会議を公開することにより、外部からの干渉、圧力等を招き、会議における率直な意見交換の中立性が不当に損なわれるおそれがあると主張するが、委員会の議論を住民が検討することは、今後の原因究明に役立つものであり、委員会の会議を公開し、また、議事録を公開すべきである。

エ 委員会は「硫化水素の原因究明と対策」を目的としながら、それ以外の調査も行い、水（地下水・浸透水）の問題についても判断していることは、問題である。

また、硫化水素の発生原因についての委員会の報告は、住民団体の反論で変更されるなど、委員会に対する不信があり、住民としては、委員会における議論の内容を知る権利がある。また、報告に至るプロセスは重要である。

オ 委員会は、当時の学問の最高水準の知見に基づき、発言し検討するのであり、その議論が学問の最高水準に達しているか否かを検討するためには、議事録が開示される必要がある。

## (2) 録音テープについて

ア 実施機関は、不存在という理由で非公開処分をしたが、実施機関の担当者は、委員会の会議の内容をテープ（実施機関の陳述によればミニディスクであるが、便宜上、「テープ」という。以下において同じ。）で録音したこと、およびその存在を認めていた。すなわち、担当者がテープで録音したことは、公的な立場で録音したものであり、当該録音テープ（以下「録音テープ」という。）は公文書である。

イ 実施機関は、職員が個人的に録音したのであるから公文書に当たらないとしているが、個人的に録音したものであっても、テープの購入や録音機の所有の状況、また、なぜ録音が許されたのかなどから、総合的に判断すべきである。実施機関の理論では、上司の指示がない場合は、いかなる理由があっても公文書でなくなってしまうこととなる。

ウ 実施機関は、条例の「解釈運用」基準を根拠として、録音テープは公文書に当たらないとしているが、申立人はこれに拘束されるものではない。条例上の「公文書」の定義に該当するか否かによって判断されるべきである。

実施機関は、審議概要などを作成しているが、これが録音テープを元に作成されたことは明らかである。審議概要が公文書である以上、録音テープは公文書作成にあたって必要不可欠なものであるから、「業務上必要なものとして利用保存されたもの」である。したがって、公文書として扱われるべきである。

エ 知る権利の重要性から、録音テープは公開されるべきである。

実施機関が非公開理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

## 1 委員会の議事録の不存在理由について

実施機関において、委員会の議事録は次の理由により作成していない。

### (1) 委員会の性格について

ア 委員会の設置目的は、栗東町（現栗東市。以下同じ。） 地先にある民間産業廃棄物処分場から発生した硫化水素の原因究明と対策、その他これに関し必要な事項について、純粹に専門的、学術的見地から調査、検討し、県に対して適切な助言および提言を行うことであり、委員会はそのため学識経験者によって構成された非常設のもので、その使命は検討結果を県へ報告することをもって終わる。

イ 委員会の組織としての性格は、法律、条例等の規定により設置される県の附属機関ではなく、また、意思決定機関としての側面を持ち合わせていない。

したがって、委員会の会議は組織としての意思決定を行う場ではなく、県に対して調査方法等の提案を行い、調査結果の評価や検討の結果を示して、県の施策に役立てようとするものであり、県が委員会に求めるものは、助言および提言そのものであって、そこに至るプロセスではない。また、それが県の意思決定を拘束するものではない。

ウ 委員会が取り扱う事象は、あくまで硫化水素の発生という自然科学の分野に限定されるもので、その性格上、助言および提言は数理的なデータと理論に基づいて導き出されるものであり、話し合いや多数決などの合議によるものではない。

### (2) 委員会の透明性の向上と公正の確保策について

ア 当初、委員会の設置に際し、会議の公開について検討した結果、個人の秘密および企業の知的所有権等に関する部分についても検討する可能性があること、外部からの干渉、圧力等を招き、会議における率直な意見交換の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、および未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報も扱う可能性があることから、公開することにより県民等に不正確な理解や誤解、憶測を与え、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあることなどから、会議を非公開とした。

イ 会議を非公開とすることから次の代替措置をとった。

会議の開催日時、開催場所および議題等を事前に報道機関に公表する。

会議に使用する資料は、原則として会議前に公表する。

会議終了後、その場所で、報道機関および住民に対し会議結果を説明する。

ウ 平成 12 年 4 月 1 日から「附属機関等の会議の公開等に関する指針」が施行されたことに伴い、当委員会はこの対象機関ではないが、同指針の規定に準じ、同日以降に開催する委員会の会議について、会議終了後、可能な範囲で会議の概要を公表するよう努めた。

具体的には、「審議概要」（第 4 回）、「メモ」（第 5 回）、「（無題）」（第 6 回）、「コメント」（第 7 回）、「まとめ」（第 8 回）と、その都度名称は異なるが、会議の大略と結果をまとめた事実上の会議概要を作成の上、これを配布し公表したところである。



会議終了後に公表したこれらの資料以外に、議事録に該当するものは作成していない。

## 2 録音テープの不存在理由について

実施機関において、委員会の会議の録音テープは次の理由により保有していない。

- (1) 録音テープは、担当者が公表資料作成までの補助的な使用を目的として、担当者個人の判断で、個人の所有する録音機と記録媒体により、個人の備忘録として会議を一部録音したものであるが、課長等一定の権限を有する者の指示によりなされたものではない。

また、当該記録媒体は所有する職員の意思により、随時、消去または廃棄が可能なものであり、組織において共用の実態がなく、また、実施機関の文書管理規程に基づき、保管または保存されているものではないので、実施機関において利用可能な状態で保有されているとはいえない。

以上により、公開請求に係る委員会の会議の録音テープは、実施機関において条例で定義される「公文書」としては存在しない。

- (2) 上記(1)のとおり、録音テープは、実施機関の担当者が、個人的に録音したものであり、担当者の意思により随時消去が可能なものであることから、公開請求時には、既に消去され存在しなかったものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

- (1) 基本的な考え方について

条例前文および第1条で明らかにされているごとく、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、県の保有する情報は公開が原則であって、県民の知る権利が尊重されねばならないが、公文書の公開を請求する権利が認められるためには、実施機関が対象公文書を保有し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、対象公文書が存在しないとして非公開決定がなされた本事案において、公文書の公開請求権が十分に尊重されるよう、異議申立人および実施機関双方の主張について検討の上、以下のとおり判断するものである。

- (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、栗東町 地先の産業廃棄物最終処分場(株) 処分場)から発生した硫化水素の原因究明と対策の策定に関する事項について検討し、適切な助言および提言をするために、実施機関により設置された「栗東町 地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会」の第1回から第8回までの会議に係る議事録または録音テープである。

- (3) 委員会の議事録について

#### ア 第1回から第3回までの委員会の議事録について

実施機関は、第1回から第3回までの委員会については、議事録およびこれに類する記録は作成していないと説明している。これは、委員会の性格、役割から考え、議事録は作成する必要がないと判断し、作成しなかったとするものである。

このことの是非はさておき、議事録は作成していなかったという実施機関の説明が

不合理であるとまでは認められず、また、他に議事録が存在すると推測させる特段の事情もないことから、議事録は存在しないと判断されるので、実施機関による非公開決定は妥当である。

イ 第4回から第8回までの委員会の議事録について

公文書公開請求書の「請求する公文書の名称または内容」欄には、「 処分場にかかる県調査委員会の議事録又はテープ」と記載されている。

これに対し、実施機関は、この請求内容を「議事録」という名称の付された文書と判断して、文書の不存在による非公開決定を行ったものである。

しかしながら、一般的に議事録といった場合、必ずしも発言者名や発言内容を一字一句書きとめた速記録的なものに限定されるものではなく、その要旨を記載したのも議事録とみなすことができる場合がある。

本事案においても、異議申立人が公開請求しているのは、必ずしも「議事録」という名称を付された文書ではなく、その名称にかかわらず、「議事、審議の経過、結果を記録した文書」とであると解するのが相当である。実際、異議申立人らは意見陳述において、速記録的な議事録に限らず、会議概要的な記録でも入手したい旨述べているところである。今回の対象公文書をこのように解した場合、実施機関が、会議の大略と結果を公表するための諸文書を配布・公表したと述べていることを考慮すると、これに該当する公文書が存すると解する余地がある。

したがって、実施機関は、この部分に関する非公開決定を取り消すべきである。

なお、異議申立人は、対象公文書と解される可能性のある一部の文書を既に有しているようにも窺えるが、それが情報公開請求手続により入手されたものでない以上、これによって不服申立ての利益が失われるものではない。

(4) 録音テープについて

ア 実施機関の担当者が委員会の会議を一部録音したことについては、異議申立人が、担当者から会議内容を録音し、その録音テープを保有していることを聞いた旨述べており、実施機関もその事実を認めているところである。

録音テープについて、実施機関は、担当者が個人的に録音したもので、その者の意思により随時消去が可能なものであるとし、口頭説明において、公開請求時には、録音テープは他の会議を録音したため消去され、既に存在しなかったと述べている。

実施機関の担当者が会議内容を録音した目的は、新聞記事のチェックや会議終了後の概要作成のためであったが、その録音機および記録媒体は実施機関の担当者が個人的に所有していたものであること、実際の録音にあたって他の者はそのことについて特段の認知はしていなかったこと、さらに上司が録音することについて指示等をしていなかったことなどを考慮すると、録音テープは担当職員個人の支配下にあったものと判断され、担当者が個人の判断で消去したとする実施機関の説明には一定の合理性がある。

したがって、公開請求の対象である内容を記録した録音テープは存在しないと判断されるので、実施機関による非公開決定は、結論において妥当である。

イ なお、本事案において、異議申立人と実施機関との間で、録音テープが条例にいう

公文書に該当するかどうかについて争いがあるため、参考までに、録音テープが存在していた場合を想定して、当審査会として、この点について以下のとおり検討を加える。

条例第2条第2項において、「公文書」とは「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義されている。

これによれば、今回の録音テープは、正しくはミニディスクであるが、条例上の電磁的記録に該当することから、条例でいう公文書たり得ることは明らかである。

次に、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するかどうかであるが、これについては、当該公文書がその作成または取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味すると考えられる。

前記アで判断したように、録音テープは担当職員個人の支配下にあったものであり、録音テープが公開請求の対象である内容を録音していたとしても、その当、不当は別として、それは職員が担当者限りの使用を目的として録音し、所有するものと認められ、実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されているものとは言えず、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは認められないのであるから、それは、そもそも、条例にいう「公文書」に該当しないものであると判断される。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、実施機関は、委員会第4回から第8回までの議事録について、速やかに、改めて、対象公文書の特定を行い、その公開の可否を決定すべきである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成14.3.11	・実施機関から諮問を受けた。
3.29	・実施機関から非公開理由説明書の提出を受けた。
4.12	・異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
5.30 (第97回審査会)	・諮問案件について、事務局から説明を受けた。
6.26 (第98回審査会)	・実施機関から非公開理由等を聴取し、諮問案件の審議を行った。
8.1 (第99回審査会)	・異議申立人等から意見を聴取し、諮問案件の審議を行った。
9.18 (第100回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
11.1 (第101回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
11.27 (第102回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

答申第20号

答 申 第 2 0 号  
平成14年(2002年)12月6日

滋賀県知事 國 松 善 次 様

滋賀県情報公開審査会  
会 長 岡 村 周 一

滋賀県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

平成14年(2003年)7月23日付け滋廃第657号で諮問のあった下記事案について、別添のとおり答申します。

記

「栗原地先の県の取得した土地にかかわる取得に際する書類一式  
(鑑定書、売買契約書)」の一部公開決定処分に対する異議申立て

答申第20号  
( 諮問第25号 )

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)は、「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式(鑑定書、売買契約書等)」(以下「本件対象公文書」という。)について行った平成14年4月23日付け公文書非公開決定のうち、平成14年5月31日付け公文書一部公開決定で公開とされなかった部分に係る部分の全部を取り消すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成14年4月9日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

- (1) 同年4月23日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定し、「契約、または交渉に係る事務に関する書類を公にすることにより、県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。」という理由を付して、非公開の決定(以下「本件処分1」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 同年5月31日、実施機関は、本件処分1を「撤回」し、本件対象公文書を、<土地取得の経過に係る文書>、<平成 年 月 日 区長会での説明会の復命書関係>および<土地取得関係文書>の三つに分類し、それぞれ文書の名称、公開の可否、非公開とする具体的部分、理由等の欄を設けて、文書の名称の欄に計12項目を記載し、それぞれ公開、一部公開または非公開とする旨を記載した個別判断表(以下「本件個別判断表」という。)を付して、一部公開の決定(以下「本件処分2」という。また、本件処分1および本件処分2を総称して、以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

同年6月28日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分2を不服として、実施機関に対し、その取消しを求める異議申立てを行った。

### 第3 審査会の判断

#### 1 審査会の判断理由

当審査会は、本件異議申立てについて審議した結果、次のとおり判断する。

## (1) 理由の付記について

条例第10条第3項によれば、公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない決定をしたときは、その旨を通知する書面において公開しない理由を記載すること、すなわち理由の付記が要求されているところ、当審査会は、本件処分に付記されている理由が条例の要件を満たしていないものではないかとの疑念をもった。

条例により理由の付記が要求されているその趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を公開請求者に知らせることによって、その争訟提起に便宜を与えるものであると解される。

そこで、要求される理由の付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する、平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年(行ツ)第48号）によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（東京都公文書の開示等に関する条例）9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない」とされている。

また、同判決によると、理由の付記に不備があるとされる場合には、後日処分庁によって理由が示されても、それによって理由の付記の不備という瑕疵が治癒されるものではないとされている。

当審査会としても、この判旨は是認すべきであると考えており、条例の解釈運用においても適用されるべきものとする。

したがって、本件処分に理由の付記の不備という瑕疵がある場合には、その瑕疵の治癒が認められない以上、この点を看過して、非公開としたことが実体的に適法、妥当であるか否かを検討することは無意味であり、また、異議申立人にも十分に不服理由を主張する機会を与えないものであることから、当審査会は、職権により本件処分に理由の付記の不備がないか、まず審査を行った。

## (2) 本件処分1の理由の付記について

本件処分1を見ると、同処分は全部非公開の決定を行ったものであるが、同決定通知書中、「請求のあった公文書の名称または内容」欄は、「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式（鑑定書、売買契約書等）」と記載しているにとどまり、これ以上に非公開の対象となった公文書の内容を窺わせる記載はない。また、公文書を公開しない理由としては、非公開の根拠条号を挙げることもなく、「契約、または交渉に係る事務に関する書類を公にすることにより、県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」と記載するに過ぎないものである。

上記の「請求のあった公文書の名称または内容」欄の表記については、一群の公文書を包括してこのような表現が用いられているものと解されるが、これだけでは異議申立人において、どのような公文書がここに含まれているかを知ることは容易でなく、当該公文書の種類、性質等を理解するのは困難であると言わざるを得ない。

また、非公開理由の表記については、非公開理由を規定する条例第6条第6号の文言を

借用しているものと思われるが、「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」というのは条例第6条第6号イの不正確な引用であり、日本語としての表現も不適切な表記である。日本語の表現としての妥当性はともかく、「請求のあった公文書の名称または内容」欄の記載と、非公開の根拠条号を挙げることなく示された「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは到底無理であると言わなければならない。

さらに、非公開理由のうち「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という記載は、条例第6条第6号本文の規定（これは同条同号アないしオの規定内容を包括する一般的な規定である。）の一部を引用するものである。包括的に規定されたこの規定と、その規定の例示列挙である第6号イの規定を借用したと思われる「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」とを「または」で結ぶことは論理的に疑問であるが、その点はさておくとしても、「請求のあった公文書の名称または内容」欄の記載と、非公開の根拠条号を挙げることなく示された「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは、この理由が一般的な規定であることを考えると、より一層無理であると言わなければならない。

以上の理由により、本件処分1に付記された理由は、条例第6条各号所定の非公開理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものとは言えず、条例第10条第3項の要求する理由付記としては十分ではないと言わざるを得ない。したがって、本件処分1には理由の付記の不備がある。

### (3) 本件処分2の理由の付記について

本件処分1を「撤回」して行われた本件処分2は、本件処分1で全部非公開としたもののうち一部を公開し、残る部分は公開とされなかったものであるが、当審査会が、実施機関から当該二件の処分の関係について聴取したところによると、これは、公開部分については、非公開を撤回して新たに公開決定をしたものであるが、公開とされなかった部分については、撤回した上で新たに非公開決定をしたものではなく、先の本件処分1が維持されており、その理由の補正をしたものであるというものである。

したがって、前記最高裁判所第一小法廷判決に照らせば、理由の付記の不備という瑕疵の治癒が認められない以上、本件処分2における理由の付記が条例の要件を満たしているかどうかを判断するまでもないところであるが、念のため、この点についても以下のとおり検討を加える。

本件処分2は一部公開決定であるが、決定通知書に添付の本件個別判断表に「文書の名称」として12項目を掲げ、「非公開とする具体的部分」、「理由」等が記載されている。

しかし、本件個別判断表における、「文書の名称」欄の、例えば、「(株) から物件調書の提出」という記載は、これが公文書の名称とするならば、その内容は理解できないし、また、一群の公文書を包括してこのような表現が用いられているとするならば、どのような公文書がここに含まれているかを知ることが容易でなく、当該公文書の種類、性質等を異議申立人において理解するのは困難であると言わざるを得ない。そうである以上、



「県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由の記載によって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは、到底無理であると言わなければならない。

また、例えば、本件個別判断表中の「土地鑑定資料」の場合、これがその「理由」欄中で記載された「鑑定書」のみを指しているのか、それとも「鑑定書」のほかの公文書をも包括してこの名称が用いられているのかが明らかでなく、ここでも、「県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由の記載によって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは、容易であるとは言えない。

次に、「理由」欄の記載を見ると、本件個別判断表の〈土地取得の経過に係る文書〉のうち「番号」欄5の「登記事項証明書の交付申請」については「No. 5に同じ」と記載されており、意味不明である。また、〈土地取得関係文書〉のうち「土地鑑定依頼」については理由の記載が欠けている。これらは明らかに形式的に不備のあるものである。

その他の「理由」欄の記載が行われているところには、いずれも、「県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。」と記されている。上記(2)で指摘したように、「または」で結ぶ表現には疑問があるが、上記(2)で述べたのと同じように、ここで記された非公開の対象となった「文書の名称」欄または「非公開とする具体的部分」欄の記述とこの非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは、いずれも無理であると言わなければならない。

以上の理由により、本件処分2に付記された理由は、条例第6条各号所定の非公開理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものとは言えず、条例第10条第3項の要求する理由付記としては十分ではないと言わざるを得ない。したがって、本件処分2には理由の付記の不備がある。

#### (4) 異議申立人が取消しを求める処分の範囲について

異議申立人は、異議申立書において、本件処分2のうち、同処分2で公開とされなかった部分の全部および同処分2で公開とされた〈平成 年 月 日 区長会での説明会の復命書関係〉のうちの「説明会資料 ・ 平面図およびパース」に係る部分に対して、不服を述べている。

まず、本件処分2のうち、同処分2で公開とされた部分に対する不服については、書面上、その取消しを求めるかのような記載を行っているが、これは以前別の機会に公開されなかったことに対して不服を述べるものに過ぎないものであり、その真意は、この部分の公開決定の取消しを求めるものではないと解する。

次に、残る、本件処分2のうち、同処分2で公開とされなかった部分の全部に対する不服については、これはその取消しを求めるものであることは明らかである。

以上のように解すると、異議申立人は、異議申立書においては、書面上は、本件処分2のうち公開とされなかった部分の取消しのみを求めているかのように見えるが、異議申立人の目的が、本件処分1で非公開とされ、かつ、本件処分2でも公開とされなかった部分

の公開を求めることにあるのは明らかであり、また、上記(3)のとおり、本件処分2のうち公開とされなかった部分については、本件処分1で非公開としたものについてその理由の補正をしたものにすぎず、改めて非公開決定の処分がされたものではないことから、異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件処分1のうち、本件処分2で公開とされなかった部分に係る部分の全部の取消しを求めるものであると解する。

#### (5) 判断

上記(3)のとおり、実施機関によると、本件処分1で非公開とされ、かつ、本件処分2でも非公開を維持した部分については、本件処分1のうちこれに係る部分を撤回して、改めて非公開決定をしたものではなく、理由を補正したものであるということである。

この場合、上述のように本件処分1に理由の付記の不備がある場合には、後に理由が示されることによってこの瑕疵が治癒されないのであり、加えて、本件処分2の理由自体にも不備があるのであるから、本件処分1は理由の付記の不備の違法があるものとして取消しを免れ得ない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、実施機関は、異議申立人の平成14年4月9日付けの公文書公開請求に対して、本件処分1のうち、本件処分2で公開とされなかった部分に係る部分の全部について、速やかに、改めて、公開の可否を決定すべきである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成14 . 7 . 23	・実施機関から諮問を受けた。
8 . 1 (第99回審査会)	・諮問案件について、事務局から説明を受け、審議を行った。
9 . 18 (第100回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
11 . 1 (第101回審査会)	・実施機関から理由の付記等について聴取を行い、諮問案件の審議を行った。
11 . 27 (第102回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

答申第21号

答 申 第 2 1 号  
平成14年(2002年)12月6日

滋賀県知事 國 松 善 次 様

滋賀県情報公開審査会  
会 長 岡 村 周 一

滋賀県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

平成14年(2002年)8月29日付け滋廃第755号で諮問のあった下記事案について、別添のとおり答申します。

記

- 「1. 施設整備計画 H12.12 の欄の施設整備計画図面一切
2. 栗原地先の用地取得(18ha)に係る請求書および支払日がわかる書類一切」の一部公開決定に対する異議申立て

答申第21号  
( 諮問第26号 )

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)は、「1.別紙施設整備計画H12.12の欄の施設整備計画図面一切 2.栗原地先の用地取得(18ha)に係る請求書および支払日がわかる書類一切」(以下「本件対象公文書」という。)について行った公文書一部公開決定で非公開とした部分の全部を取り消すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成14年6月5日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

同年6月20日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定し、県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に、条例第6条第6号に該当する情報が含まれているとして、一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

同年7月29日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、その取消しを求める異議申立てを行った。

### 第3 審査会の判断

#### 1 審査会の判断理由

当審査会は、本件異議申立てについて審議した結果、次のとおり判断する。

##### (1) 理由の付記について

条例第10条第3項によれば、公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない決定をしたときは、その旨を通知する書面において公開しない理由を記載すること、すなわち理由の付記が要求されているところ、当審査会は、本件処分に付記されている理由が条例の要件を満たしていないものではないかとの疑念をもった。

条例により理由の付記が要求されているその趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を公開請求者に知らせることによって、その争訟提起に便宜を与えるものであると解される。

そこで、要求される理由の付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する、平

成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（東京都公文書の開示等に関する条例）9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない」とされている。

また、同判決によると、理由の付記に不備があるとされる場合には、後日処分庁によって理由が示されても、それによって理由の付記の不備という瑕疵が治癒されるものではないとされている。

当審査会としても、この判旨は是認すべきであると考えており、条例の解釈運用においても適用されるべきものとする。

したがって、本件処分に理由の付記の不備という瑕疵がある場合には、その瑕疵の治癒が認められない以上、この点を看過して、非公開としたことが実体的に適法、妥当であるか否かを検討することは無意味であり、また、異議申立人にも十分に不服理由を主張する機会を与えないものであることから、当審査会は、職権により本件処分に理由の付記の不備がないか、まず審査を行った。

## （2） 本件処分の理由の付記について

本件処分を見ると、同処分は一部公開の決定を行ったものであるが、同決定通知書中、「公文書の公開をしない部分」欄は、「請求書および支払日がわかる書類一切」と記載しているにとどまり、これ以上に非公開とされた部分の内容を窺わせる記載はない。また、公文書を公開しない理由としては、条例第6条第6号（事務の円滑な実施を困難にする情報）に該当するとして「県の財産上の利益または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」と記載するに過ぎないものである。

上記の「公文書の公開をしない部分」欄の表記については、一群の公文書を包括してこのような表現が用いられているものと解されるが、これだけでは異議申立人において、どのような公文書がここに含まれているかを知ることが容易でなく、当該公文書の種類、性質等を理解するのは困難であると言わざるを得ない。

また、非公開理由の表記については、非公開理由を規定する条例第6条第6号の文言を借用していると思われるが、「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」というのは条例第6条第6号イの不正確な引用であり、日本語としての表現も不適切な表記である。日本語の表現としての妥当性はともかく、「公文書の公開をしない部分」欄の記載と「県の財産上の利益...に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは困難であると言わなければならない。

さらに、非公開理由のうち「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という記載は、条例第6条第6号本文の規定（これは同条同号アないしオの規定内容を包括する一般的な規定である。）の一部を引用するものである。包括的に規定されたこの規定と、その規定の例示列挙である第6号イの規定を借用したと思われる「県の財産上の利益...に

支障を及ぼすおそれがあること」とを「または」で結ぶことは論理的に疑問であるが、その点はさておくとしても、「公文書の公開をしない部分」欄の記載と「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」という非公開理由を結合することによって、異議申立人が、いかなる根拠により条例第6条第6号に該当するとして非公開決定がされたのかを了知することは、この理由が一般的な規定であることを考えると、より一層困難であると言わなければならない。

以上の理由により、本件処分に付記された理由は、条例第6条各号所定の非公開理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものとは言えず、条例第10条第3項の要求する理由付記としては十分ではないと言わざるを得ない。したがって、本件処分には理由の付記の不備の違法があり、その取消しを免れ得ない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、実施機関は、異議申立人の平成14年6月5日付けの公文書公開請求に対して、本件処分が非公開とした部分の全部について、速やかに、改めて、公開の可否を決定すべきである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成14 . 8 . 29	・実施機関から諮問を受けた。
9 . 18 (第100回審査会)	・諮問案件について、事務局から説明を受け、審議を行った。
11 . 1 (第101回審査会)	・実施機関から理由の付記等について聴取を行い、諮問案件の審議を行った。
11 . 27 (第102回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

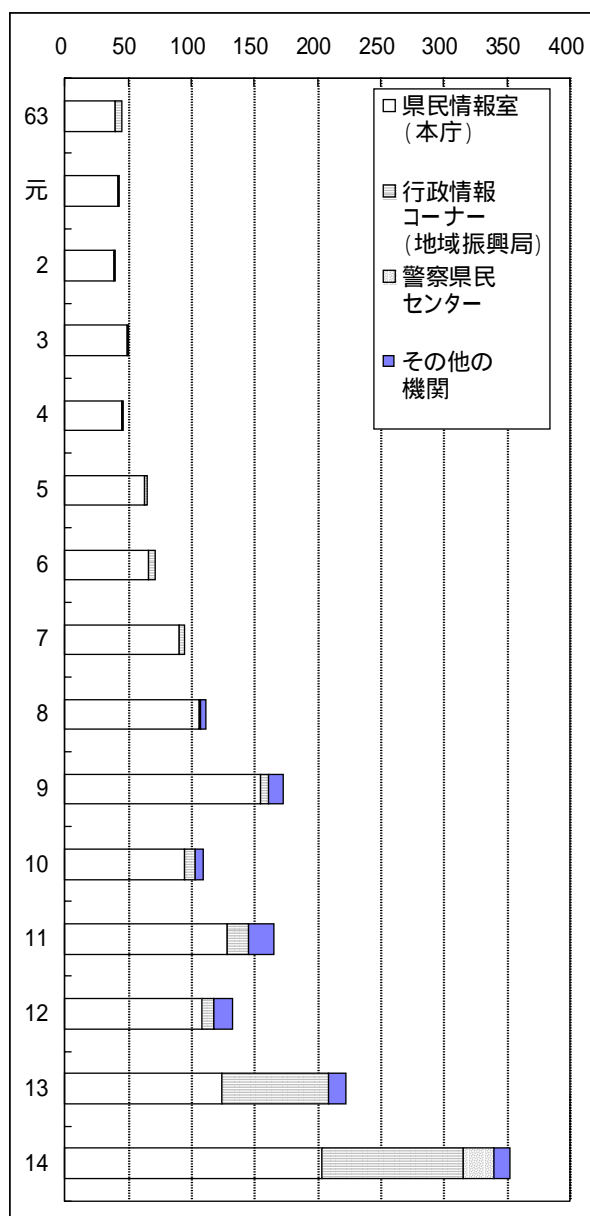
**資料 3 情報公開制度施行 15 年間の推移（昭和63年度～平成14年度）**

昭和63年度～平成12年度： 滋賀県公文書の公開等に関する条例

平成13年度～平成14年度： 滋賀県情報公開条例

1 公文書公開請求件数の状況（昭和63年度～平成14年度）

年度	県民情報室 (本庁)	行政情報 コーナー (地域振興局)	警察県民 センター	その他の 機関	合計
63	40	5			45
元	42	1			43
2	39	1			40
3	49	2			51
4	45	1			46
5	63	2			65
6	66	6			72
7	91	4			95
8	106	2		4	112
9	155	6		12	173
10	95	8		7	110
11	129	17		20	166
12	109	9		15	133
13	125	84		14	223
14	204	112	24	13	353
計	1,358	260	24	85	1,727



2 公文書公開請求の実施機関別内訳（昭和63年度～平成14年度）

実施機関	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
知事	45	42	39	48	46	64	69	80
直屬							1	8
総務部	33	31	29	25	27	9	9	17
企画県民部	1		9	5	8	20	31	24
琵琶湖環境部				2	1	2	4	4
健康福祉部	1	2	1	3	7	15	2	4
商工観光労働部	6	1						1
農政水産部	4	3		8	1	12	12	9
土木交通部		5		5	2	6	10	11
出納局								2
議会								
教育委員会		1		2			3	10
選挙管理委員会				1				
人事委員会			1					
監査委員						1		5
公安委員会								
警察本部長								
地方労働委員会								
収用委員会								
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
公営企業管理者								
合計	45	43	40	51	46	65	72	95

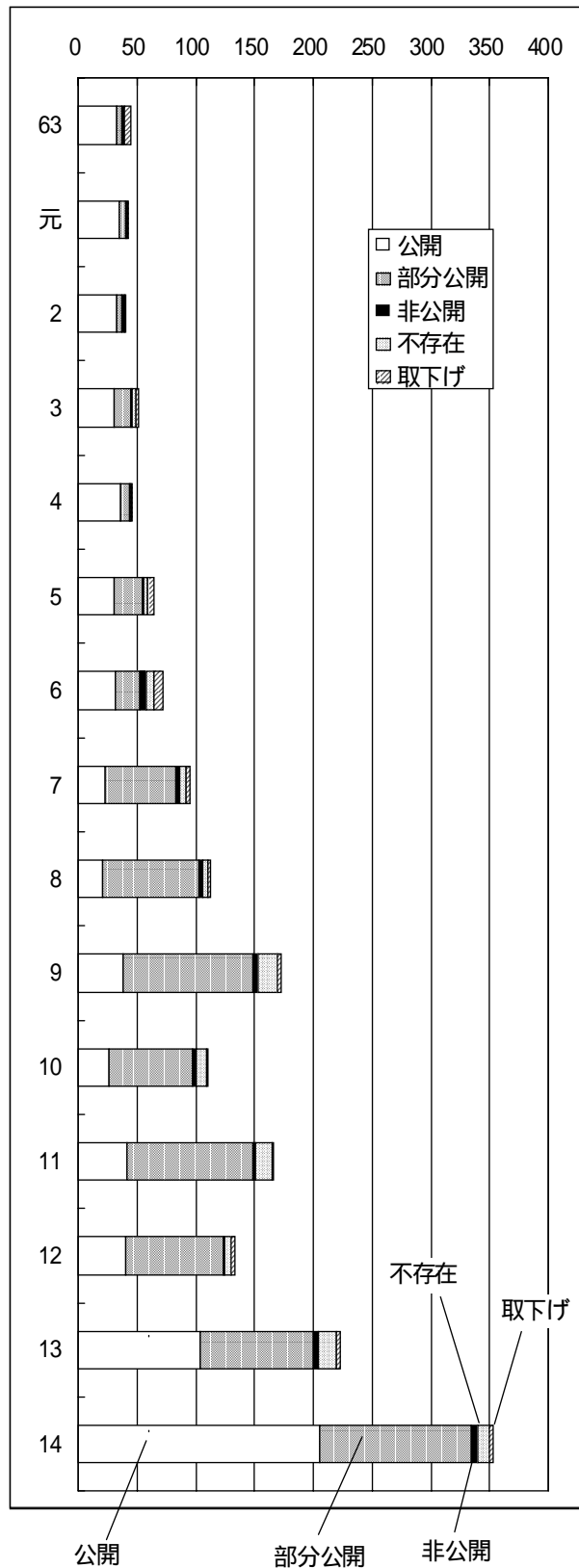
実施機関	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
知事	98	146	90	139	126	209	281	1,522
直屬	2	12	5	2	2	3	5	40
総務部	18	21	10	18	31	10	6	294
企画県民部	19	39	17	19	7	4	3	206
琵琶湖環境部	6	17	25	45	48	72	86	312
健康福祉部	5	9	4	4	9	57	87	210
商工観光労働部	2	1	1	1		3	2	18
農政水産部	18	12	7	11	4	9	18	128
土木交通部	24	22	11	34	22	50	74	276
出納局	4	13	10	5	3	1	0	38
議会				1	4	4	15	24
教育委員会	10	24	17	16	2	6	13	104
選挙管理委員会				2	2	7	20	32
人事委員会			1	2				4
監査委員	4	3	1				2	16
公安委員会								0
警察本部長							25	25
地方労働委員会				1				1
収用委員会			1					1
海区漁業調整委員会		1		2			1	4
内水面漁場管理委員会							1	1
公営企業管理者				3		1		4
合計	112	174	110	166	134	227	358	1,738

注 1件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が公文書公開請求件数より多くなっています。



### 3 公文書公開請求の決定状況（昭和63年度～平成14年度）

年度	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	件数
63	33	4	2		6	45
元	35	5		2	1	43
2	33	4	2		1	40
3	31	14	1	3	2	51
4	36	8		1	1	46
5	31	24	1	3	6	65
6	32	20	6	7	7	72
7	23	60	3	6	3	95
8	21	82	3	4	2	112
9	38	111	4	16	4	173
10	26	71	3	9	1	110
11	41	108	2	14	1	166
12	40	83	1	6	3	133
13	104	96	4	16	3	223
14	205	130	5	10	3	353
計	729	820	37	97	44	1,727



4 非公開決定等の理由別内訳（昭和63年度～平成14年度）

非公開理由	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
個人情報 （条例第6条第1号）	3 42.9%	5 38.5%	2 14.3%	12 35.3%	7 36.8%	15 31.9%	16 37.2%	38 40.0%	71 39.2%	82 29.5%
法人情報 （条例第6条第2号）	2 28.6%	4 30.8%	0.0%	12 35.3%	3 15.8%	9 19.1%	10 23.3%	17 17.9%	38 21.0%	65 23.4%
公共安全情報 （条例第6条第3号）	1 14.3%	3 23.1%	0.0%	9 26.5%	2 10.5%	11 23.4%	5 11.6%	18 18.9%	35 19.3%	72 25.9%
法令秘情報 （条例第6条第4号）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1 0.4%
機関委任事務情報 （条例第6条第5号）	0.0%	0.0%	0.0%	1 2.9%	1 5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1 0.4%
意思形成過程情報 （条例第6条第6号）	0.0%	0.0%	4 28.6%	0.0%	1 5.3%	6 12.8%	4 9.3%	6 6.3%	7 3.9%	11 4.0%
行政運営情報 （条例第6条第7号）	1 14.3%	1 7.7%	4 28.6%	0.0%	2 10.5%	6 12.8%	8 18.6%	14 14.7%	29 16.0%	43 15.5%
国等協力関係情報 （条例第6条第8号）	0.0%	0.0%	4 28.6%	0.0%	3 15.8%	0.0%	0.0%	2 2.1%	1 0.6%	3 1.1%
合 計	7 100%	13 100%	14 100%	34 100%	19 100%	47 100%	43 100%	95 100%	181 100%	278 100%

非公開理由	10年度	11年度	12年度	合計
個人情報 （条例第6条第1号）	59 36.0%	88 46.1%	67 42.1%	465 37.3%
法人情報 （条例第6条第2号）	43 26.2%	34 17.8%	44 27.7%	281 22.6%
公共安全情報 （条例第6条第3号）	39 23.8%	53 27.7%	38 23.9%	286 23.0%
法令秘情報 （条例第6条第4号）	0.0%	0.0%	1 0.6%	2 0.2%
機関委任事務情報 （条例第6条第5号）	0.0%	0.0%	-	3 0.2%
意思形成過程情報 （条例第6条第6号）	6 3.7%	1 0.5%	3 1.9%	49 3.9%
行政運営情報 （条例第6条第7号）	15 9.1%	14 7.3%	5 3.1%	142 11.4%
国等協力関係情報 （条例第6条第8号）	2 1.2%	1 0.5%	1 0.6%	17 1.4%
合 計	164 100%	191 100%	159 100%	1,245 100%

非公開理由	13年度	14年度
個人に関する情報 （条例第6条第1号）	83 56.1%	86 52.4%
法人等に関する情報 （条例第6条第2号）	55 37.2%	45 27.4%
公共の安全等に関する情報 （条例第6条第3号）	0.0%	8 4.9%
法令秘に関する情報 （条例第6条第4号）	1 0.7%	1 0.6%
審議、検討等に関する情報 （条例第6条第5号）	1 0.7%	1 0.6%
事務または事業に関する情報 （条例第6条第6号）	8 5.4%	23 14.0%
合 計	148 100%	164 100%

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由となります。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委任事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっています。

2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っています。

5 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況（昭和63年度～平成14年度）

年度	不服申立ての状況					情報公開審査会										実施機関の処理					
	不服申立て係属件数	内訳		諮問前取下げ	未諮問	諮問係属件数	内訳		諮問の取下げ	答申件数	内訳				審議中	決定 裁決	内訳				未処理 (答申後)
		前年度からの繰越件数	当年度中申立て件数				前年度からの繰越件数	当年度中諮問件数			原処分 妥当	一部 取消し	取消し	却下			認容	一部 認容	棄却	却下	
昭和63年度	2	-	2			2	-	2	2		2				2		2				
平成元年度																					
平成2年度	1		1			1		1	1	1					1			1			
平成3年度	1		1			1		1	1		1				1		1				
平成4年度																					
平成5年度	2		2			2		2	1 (2)	1 (2)					2			2			
平成6年度	3		3		1	2		2	1	1				1	1			1			
平成7年度	3	2	1			2	1	1	2	1	1				2 <1>			2 <1>			1
平成8年度	6	1	5			4		4	1	2	1		1	1	3 <1>		1	1 <1>	1		1
平成9年度	4	2	2			3	1	2	1		1			2	1			1			1
平成10年度	5	3	2			4	2	2	2	2		2		2	1			1			2
平成11年度	6	4	2			4	2	2	2	1			1	1	3	1	2				
平成12年度	3	1	2			3	1	2	2		1		1	1	2		1			1	
平成13年度	5	1	4		1	4	1	3	1		1			3	1		1				
平成14年度	10	4	6	2	1	7	3	4	1	4		1	2	1	2		1			1	2
計	-	-	33	2	-	-	-	28	4	21 (22)	5 (6)	10	3	3	-	22 <2>	1	9	9 <2>	3	-

注1 ( )内の件数は、情報公開審査会（平成12年度までは公文書公開審査会）での併合審理により答申1件で複数の諮問事案が処理されたものがあるため、処理された事案数を表しています。

2 < >内の件数は、実施機関が情報公開審査会（平成12年度までは公文書公開審査会）に諮問せずに決定した件数で内数です。

6 情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況（昭和63年度～平成13年度）

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
1	昭和63年2月12日付け滋賀県指令八農第5163号（農地転用不許可処分）につき知事が参考にした農業委員会の「O氏関係農舎経緯書」	知事	異議申立て S63. 6. 27	答申第1号 一部取消し H元. 2. 15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6. 20	諮問 S63. 6. 30	開催回数 5回 処理日数 231日	
2	昭和62年1月1日から同年12月31日までの間に能登川町農業委員会が県知事に進達した農地法第4条または第5条の許可申請書及びその添付書類たる意見書	知事	異議申立て S63. 7. 6	答申第2号 一部取消し H元. 2. 15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6. 30	諮問 H元. 2. 15	開催回数 5回 処理日数 225日	
3	第6次空港整備五箇年計画に関する運輸省のヒアリングのために県が作成し、提出した「空港計画平面図」	知事	異議申立て H 2. 7. 27	答申第3号 原処分妥当 H 2. 12. 26	棄却 H 3. 1. 21
		非公開 H 2. 7. 20	諮問 H 2. 8. 2	開催回数 4回 処理日数 147日	
4	平成2年6月15日より開始された第6次空港整備五箇年計画に対する県提出のヒアリング資料の内「びわこ空港計画平面図」	知事	異議申立て H 3. 5. 7	答申第4号 一部取消し H 4. 2. 21	一部認容 H 4. 3. 19
		非公開 H 3. 3. 6	諮問 H 3. 5. 27	開催回数 6回 処理日数 271日	
5	集落整備構想(日野・蒲生)平成4年度分補助金報告書	知事	異議申立て H 5. 8. 13	答申第5号 (諮問第6号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3. 11	棄却 H 6. 3. 31
		部分公開 H 5. 6. 15	諮問 H 5. 8. 26	開催回数 6回 処理日数 198日	
6	「92年4月から93年3月までに県と町および集落との覚書・確認書等の交換した文書のすべて」および「農村下水道整備補助金(蒲生町の地元名および空港関連受益者負担金に関する文書・明細・確認書等)」	知事	異議申立て H 5. 8. 24	答申第5号 (諮問第5号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3. 11	棄却 H 6. 3. 31
		部分公開 H 5. 6. 24	諮問 H 5. 8. 26	開催回数 6回 処理日数 198日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
7	滋賀県公文書公開審査会議事録（第24回～第29回）	知事	異議申立て H 6. 6. 10	答申第 6 号 原処分妥当 H 6. 3. 11	棄却 H 6. 12. 20
		非公開 H 6. 4. 25	諮問 H 6. 6. 16	開催回数 4 回 処理日数 173日	
8	空港整備事務所の折衝費の明細・領収書等（平成 5 年度）	知事	異議申立て H 6. 7. 1	答申第 7 号 原処分妥当 H 7. 5. 10	棄却 H 7. 5. 31
		非公開 H 6. 5. 30	諮問 H 6. 7. 11	開催回数 7 回 処理日数 303日	
9	空港基本計画関連資料（運輸省資料）	知事	異議申立て H 7. 5. 29	答申第 8 号 一部取消し H 8. 3. 29	一部認容 H 8. 5. 29
		部分公開 H 7. 5. 15	諮問 H 7. 6. 16	開催回数 9 回 処理日数 287日	
10	（仮称）びわ湖ホール開設準備担当滋賀県顧問の報酬支給明細書（平成 7 年 4 月以降）	教育委員会	異議申立て H 8. 5. 2	答申第 9 号 却下 H 8. 11. 21	却下 H 8. 11. 29
		非公開 H 8. 3. 6	諮問 H 8. 6. 4	開催回数 4 回 処理日数 178日	
11	水稻航空防除実施地図1/10,000（平成 3 年～ 7 年度分）	知事	異議申立て H 8. 6. 24	答申第 10 号 原処分妥当 H 9. 3. 31	棄却 H 9. 4. 17
		不存在通知 H 8. 6. 12	諮問 H 8. 8. 22	開催回数 5 回 処理日数 222日	
12	平成 7 年度道路課の食糧費の支出に関する書類	知事	異議申立て H 8. 8. 6 取下げ H 8. 10. 18	-	-
		部分公開 H 8. 6. 27	諮問 H 2. 8. 28 取下げ H 8. 10. 30	-	
13	県警総務課の平成 7 年度の旅費・懇談会費の支出に係る支出負担行為兼支出命令決議書	知事	異議申立て H 8. 11. 15	答申第 11 号 一部取消し H10. 3. 31	棄却 H10. 5. 25
		非公開 H 8. 10. 29	諮問 H 8. 12. 3	開催回数 12回 処理日数 484日	

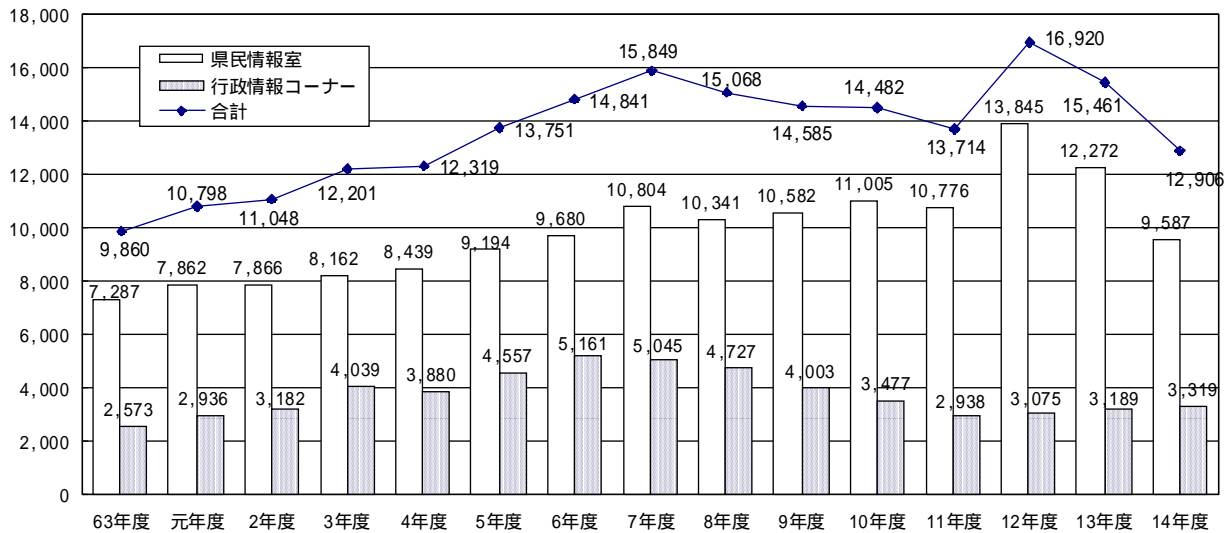
諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
14	平成8年度の知事交際費の支出書類	知事	異議申立て H 9. 8. 11	答申第12号 一部取消し H11. 3. 30	一部認容 H11. 4. 16
		部分公開 H 9. 6. 17	諮問 H 9. 8. 27	開催回数 14回 処理日数 580日	
15	「平成8年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(文部省からの調査依頼文・県から市町村教育委員会への調査依頼文・各市町村教育委員会別の調査集計を含む)」の部分公開決定処分のうち「登校拒否」の部分公開に係る部分	教育委員会	異議申立て H10. 3. 16	答申第13号 一部取消し H11. 3. 30	一部認容 H11. 4. 23
		部分公開 H10. 1. 20	諮問 H10. 3. 27	開催回数 8回 処理日数 368日	
16	平成9年度及び10年度分直近の警察本部の需用費にかかる支出負担行為兼支出命令決議書、支出命令決議書精算書・確認書、戻入決議書(兼精算書・確認書)、更正決議書(支出更生)	知事	異議申立て H11. 1. 21	答申第15号 一部取消し H12. 8. 11	一部認容 H12. 10. 3
		部分公開 H10. 11. 20	諮問 H11. 1. 29	開催回数 11回 処理日数 559日	
17	(株)に係るダイオキシン類煙道排ガス調査結果	知事	異議申立て H11. 1. 5	答申第14号 取消し H11. 10. 15	認容 H11. 12. 17
		非公開 H10. 11. 19	諮問 H11. 2. 1	開催回数 9回 処理日数 257日	
18	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の試験結果及び順位	人事委員会	異議申立て 補正 H11. 5. 31 (当初 H11. 4. 9) 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 3. 5	諮問 H11. 7. 23 取下げ H12. 1. 20	-	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
19	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の採点項目及びその結果(各試験中の詳細項目)	人事委員会	異議申立て H11. 6.18 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 5.31	諮問 H11. 7.23 取下げ H12. 1.20	-	
20	平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙・本選挙における投票録・開票録・有権者名簿	知事	異議申立て H12.11.27	答申第17号 一部取消し H14. 2.13	一部認容 H14. 3. 5
		非公開 H12.11.13	諮問 H12.12.11	開催回数 9回 処理日数 429日	
21	滋賀県原子力防災懇話会(第1回～第4回)の録音記録	知事	異議申立て H12.10.20	答申第16号 却下 H13. 3.16	却下 H13. 3.29
		却下 H12. 8.21	諮問 H12.12.27	開催回数 2回 処理日数 78日	

7 県民情報室および行政情報コーナーの利用状況（昭和63年度～平成14年度）

区 分	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
県民情報室	7,287	7,862	7,866	8,162	8,439	9,194	9,680
行政情報コーナー	2,573	2,936	3,182	4,039	3,880	4,557	5,161
合 計 (日平均)	9,860 (37)	10,798 (41)	11,048 (43)	12,201 (47)	12,319 (49)	13,751 (57)	14,841 (61)

7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合 計
10,804	10,341	10,582	11,005	10,776	13,845	12,272	9,587	147,702
5,045	4,727	4,003	3,477	2,938	3,075	3,189	3,319	56,101
15,849 (65)	15,068 (62)	14,585 (60)	14,482 (59)	13,714 (56)	16,920 (69)	15,461 (62)	12,906 (53)	203,803

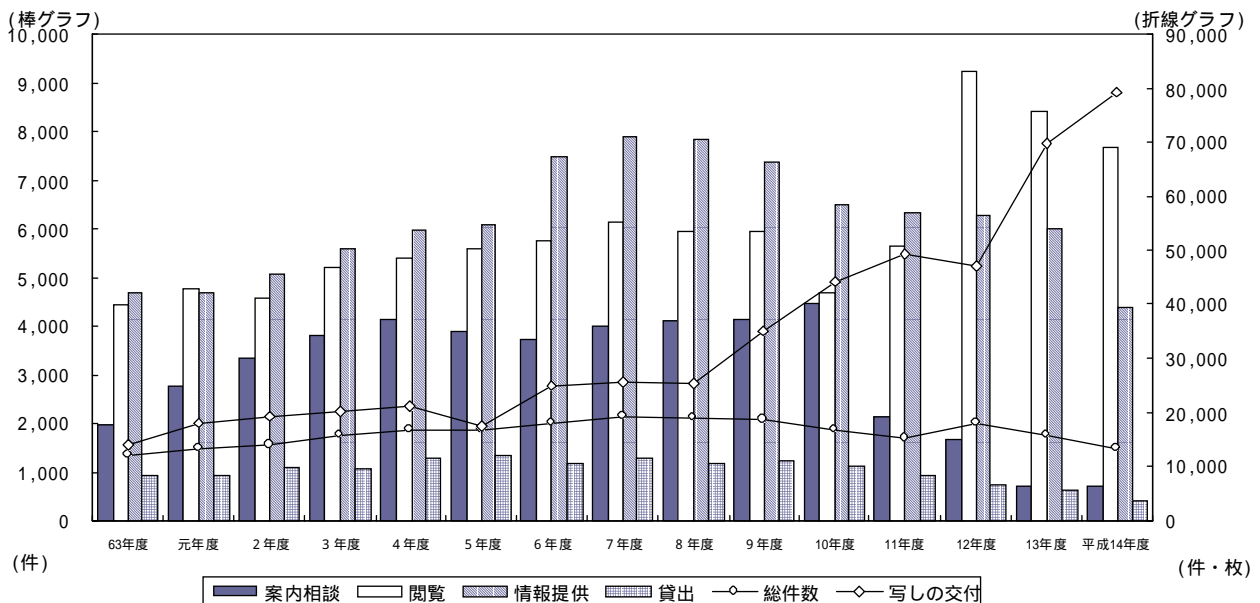




## 8 情報提供の状況（昭和63年度～平成14年度）

情報提供窓口である県民情報室および行政情報コーナーでの情報提供の状況です。

	情報提供 件数	内 訳				写しの交付 (枚)
		案内相談	閲覧	資料提供	貸出	
昭和63年度	12,012	1,980	4,429	4,676	927	13,858
平成元年度	13,150	2,785	4,783	4,659	923	18,082
平成2年度	14,010	3,321	4,564	5,041	1,084	19,393
平成3年度	15,642	3,794	5,194	5,584	1,070	20,344
平成4年度	16,795	4,129	5,419	5,968	1,279	21,109
平成5年度	16,875	3,894	5,579	6,064	1,338	17,376
平成6年度	18,070	3,713	5,752	7,464	1,141	25,034
平成7年度	19,300	4,015	6,143	7,890	1,252	25,514
平成8年度	19,027	4,105	5,930	7,828	1,164	25,281
平成9年度	18,662	4,143	5,930	7,362	1,227	35,054
平成10年度	16,699	4,450	4,650	6,477	1,122	44,140
平成11年度	15,059	2,151	5,660	6,328	920	49,176
平成12年度	17,856	1,637	9,216	6,269	734	46,919
平成13年度	15,729	687	8,425	5,996	621	69,640
平成14年度	13,181	690	7,692	4,399	400	79,246
計	242,067	45,494	89,366	92,005	15,202	510,166



## 滋賀県情報公開条例

平成12年10月11日

滋賀県条例第113号

改正 平成13年3月28日条例第10号

平成14年10月22日条例第45号

平成15年3月20日条例第18号

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 公文書の公開（第4条 第18条）

第3章 不服申立て（第19条 第29条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第30条 第34条）

第5章 雑則（第35条 第38条）

第6章 罰則（第39条）

#### 付則

私たち滋賀県民は、これまで琵琶湖の環境保全や歴史と風土を生かした個性あるまちづくりに手をたずさえながら取り組む中で、県民と行政との相互の理解と協働の大切さを学んできた。

今、地方分権の新たな時代を迎え、個性輝く滋賀の未来を自らの責任において主体的、かつ、創造的に切り開いていくため、こうした貴重な経験を生かし、県民と県との協働を基調とした県政を確立していくことが求められている。

県民が、県政について十分理解し、判断し、積極的に参画することは、県の保有する情報の共有によってこそ進展するものである。

地方分権による真の自治を確立するためにも、県民と県の相互の信頼関係をより確かなものにし、県民主役の県政を進めていく必要があり、そのためにますます情報公開の重要性が高まってきている。

そもそも県の保有する情報は、県民の共有財産である。したがって、県の保有する情報は公開が原則であり、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負う。

ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益が侵害されることはあってはならない。

このような認識に立って、この条例を制定し、21世紀を迎えるに当たり、県民と県が力を合わせ、真の地方自治の構築に向かって踏み出すものである。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会および公営企業管理者をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### (解釈および運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な保存と迅速な検索に資するため、公文書の管理体制の確立に努めるものとする。

## 第2章 公文書の公開

### (公文書の公開請求権)

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

### (公文書の公開の請求の方法)

第5条 公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名または名称および住所または事務所の所在地ならびに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以

下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例(以下「法令等」という。)の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人および日本郵政公社の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員および職員ならびに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等および地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに公にすることができない情報

- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等および他の地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等もしくは他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等または他の地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業または独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第4号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨および公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開を

しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定のうち一部を公開する旨の決定または前項の決定をしたときは、前2項に規定する書面に公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない理由を併せて記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項または第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨およびその理由
  - (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
- (事案の移送)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等および他の地方公共団体ならびに公開請求者以外の者(以下この条、第20条および第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イまたは同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（費用負担）

第16条 公開請求に係る公文書（前条第2項ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

（利用者の責務）

第17条 公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（他の制度等との調整）

第18条 この章の規定は、法令または他の条例の規定により何人にも閲覧もしくは縦覧または謄本、抄本その他の写しの交付が認められている公文書にあつては、当該法令または他の条例に定める方法（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公文書の公開については、適用しない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他の県の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

### 第3章 不服申立て

#### (審査会への諮問等)

第19条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定または裁決で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第21条において同じ。)を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

#### (諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人および参加人
- (2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。)

#### (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定または裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### (滋賀県情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、滋賀県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会は、第1項の調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

#### (審査会の調査権限)

第23条 審査会は、前条第1項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施



機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第24条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第26条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

（調査審議手続の非公開）

第27条 審査会の行う第22条第1項の調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第29条 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進）

第30条 実施機関は、第2章に定める公文書の公開のほか、県政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（情報提供および情報収集の充実）

第31条 実施機関は、県民が県政の動きを的確に判断できる正確でわかりやすい情報を得られるよう、広報活動その他の情報提供活動の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、県政に関する県民の意向をよりの確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(政策形成への県民の意見の反映)

第 32 条 実施機関は、県の基本的な政策を立案しようとする場合は、あらかじめ、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めることにより、当該政策に県民の意見を反映する機会を確保するものとする。

(附属機関等の会議の公開)

第 33 条 実施機関に置く附属機関およびこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するように努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第 34 条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容、県の出資の割合等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第 5 章 雑則

(公文書の目録)

第 35 条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第 36 条 知事は、毎年度、実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(適用除外)

第 37 条 刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)に規定する訴訟に関する書類および押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

第 39 条 第 22 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処する。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の規定(公安委員会および警察本部長に関する部分に限る。)および付則第 8 項第 2 号の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県公文書の公開等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の滋賀県情報公開条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により滋賀県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例第19条第1項の規定による審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。
- 5 旧条例第13条第1項の規定により置かれた滋賀県公文書公開審査会は、新条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により滋賀県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第22条第3項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 7 この条例の施行に伴い新たに任命される審査会の委員の任期は、新条例第22条第4項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 8 次に掲げる公文書については、新条例第2章の規定は、適用しない。

(1) 平成11年10月1日前に実施機関(議会に限る。)の職員が作成し、または取得した公文書で当該実施機関が保有しているもの

(2) 付則第1項ただし書に規定する規則で定める日前に実施機関(公安委員会および警察本部長に限る。)の職員が作成し、または取得した公文書で、当該実施機関が保有しているもの

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 9 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第44号の5中「滋賀県公文書公開審査会」を「滋賀県情報公開審査会」に改める。

(滋賀県個人情報保護条例の一部改正)

- 10 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「滋賀県公文書の公開等に関する条例(昭和62年滋賀県条例第37号)」を「滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第10条第1項中「または磁気テープ等」を削る。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 個人情報の開示は、文書、図画または写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあっては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第 15 条第 3 項を削る。

第 16 条第 2 項中「ならびに前条第 2 項および第 3 項」を「および前条第 2 項」に改める。

第 17 条中「または第 3 項の」を「の規定により」に改める。

(滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第 2 条第 3 号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係る同条例第 10 条第 2 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成 13 年 4 月 1 日以後、遅滞なく」とする。

付 則 (平成 13 年条例第 10 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 14 年条例第 45 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条および第 14 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

付 則 (平成 15 年条例第 18 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

# 個人情報保護制度

# 個人情報保護制度のあらまし

## 1 個人情報保護制度の目的

電子計算機をはじめとする情報処理技術の発達により、生活が便利で豊かになってきている反面、自分に関する情報が予期しない形で集められたり、利用されているのではないかといった不安感や個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の危険性が指摘されています。

こうした不安感を除去するとともに個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、個人情報の収集、適正管理、利用および提供段階における規制、個人情報取扱事務の登録および閲覧、自己情報の開示および訂正等県における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めるとともに、事業者の個人情報の取扱いについての責務等を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的としています。

## 2 個人情報保護制度の概要

### (1) 条例の特徴

- ア 電子計算機により処理される個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も保護の対象としています。
- イ 県が保有する個人情報については、自己の情報を知り、かつ、訂正を求めることができる開示請求権、訂正請求権を具体的な権利として創設しています。
- ウ 民間事業者の責務を明確にし、個人に関する情報の保護に対する民間事業者の自主的な対応の促進を図っています。

### (2) 条例の概要

#### ア 実施機関

個人情報保護制度を実施する県の機関（実施機関）は、次のとおりとなっています。

- ・知事
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・人事委員会
- ・監査委員
- ・地方労働委員会
- ・収用委員会
- ・海区漁業調整委員会
- ・内水面漁場管理委員会
- ・公営企業管理者

#### イ 実施機関が保有する個人情報の取扱い

##### (ア) 収集の制限（第4条）

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により原則として本人から収集しなければなりません。

思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならないことになっています。

##### (イ) 正確性および安全性の確保（第5条）

個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保ち、必要のなくなった個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければなりません。

個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

##### (ウ) 利用および提供の制限（第6条）

原則として、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために当該実施機関において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならないことになっています。

##### (エ) 個人情報取扱事務の登録および閲覧（第10条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

(3) 自己情報の開示・訂正

ア 自己情報の開示請求（第11条）

何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。（一部の事務を除く）

イ 自己情報の訂正請求（第18条）

開示決定を受けた自己情報に事実に関する誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができます。

(4) 救済措置

ア 苦情の処理（第21条）

実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

イ 不服申立てがあった場合の手続（第22条）

不服申立てがあった場合は、却下するときを除き、速やかに滋賀県個人情報保護審議会に諮問をし、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければなりません。

(5) 事業者の保有する個人情報の保護

ア 事業者の責務（第24条）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な収集、利用、管理等に努めなければなりません。

イ 指導および助言（第25条）

知事は、事業者が個人情報の適正な収集、利用、管理等をおこなうよう、必要な指導および助言を行うこととなっています。

ウ 説明または資料の提出要求（第26条）

知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあるとき、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができます。

エ 是正の勧告（第27条）

知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができます。

オ 事実の公表（第28条）

知事は、事業者が説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

カ 苦情相談の処理（第29条）

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとします。

## 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、その事務の目的、取り扱う個人情報の態様等を記載した個人情報取扱登録簿を作成しています。

個人情報取扱事務は、その内容により、全庁共通事務、地方機関共通事務、固有事務の3つに区分されています。

平成15年3月末現在の登録件数は1,026件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県民情報室および県内6ヶ所の地域振興局の行政情報コーナーに開架され、閲覧することができます。

個人情報取扱事務の登録状況（登録件数）

（件）

実 施 機 関		1 4 年 度 末		
知 事 部 局	直 属	11	教育委員会	61
	総務部	64	選挙管理委員会	5
	企画県民部	95	人事委員会	-
	琵琶湖環境部	109	監査委員	1
	健康福祉部	325	地方労働委員会	3
	商工観光労働部	109	収用委員会	2
	農政水産部	145	琵琶湖海区漁業調整委員会	2
	土木交通部	87	内水面漁場管理委員会	2
	出納局	4	公営企業管理者	1
	（知事部局小計）	949	（行政委員会等小計）	77
			合 計	1,026



## 2 個人情報の開示請求・訂正請求（文書によるもの）

平成14年度の自己情報の開示請求の件数は15件で、訂正請求はありませんでした。請求および処理の状況は、次のとおりとなっています。

### (1) 総括

(件)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合 計	
開示請求 (文書による)	3	4	4	17	15	7	8	15	73	
処 理 状 況	開示	3	4	2	16	12	3	4	11	55
	一部開示				1	3	3	3	3	13
	不開示			1						1
	不存在			1					1	2
	取下げ						1	1		2
	処理中									
訂正請求										
処 理 状 況	訂正									
	一部訂正									
	不訂正									
	取下げ									
	処理中									

### (2) 開示請求の実施機関別内訳

(件)

実施機関	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合 計	
知 事 部 局	直属									
	総務部	2	2	1	14	8	2	2	1	32
	企画県民部							1		1
	琵琶湖環境部									
	健康福祉部		2		1	4	3	2	9	21
	商工観光労働部									
	農政水産部								1	1
	土木交通部							1	2	3
	出納局									
(知事部局小計)	2	4	1	15	12	5	6	13	58	
教育委員会	1		3	2	3	2	2	2	15	
選挙管理委員会										
人事委員会										
監査委員										
地方労働委員会										
収用委員会										
琵琶湖海区 漁業調整委員会										
内水面漁場 管理委員会										
公営企業管理者										
合 計	3	4	4	17	15	7	8	15	73	

### 3 簡易開示の状況

実施機関があらかじめ定めた試験の結果などの個人情報、口頭により開示の請求をし、その場で閲覧することができることになっています。この制度を簡易開示と呼んでいます。

この簡易開示は、保育士試験をはじめとする32の試験を対象としています。平成14年度は、726件の請求があり、すべて開示しました。

(件)

実施機関		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	合計
知事 部 局	直属									
	総務部	36	189	357	298	275	233	230	332	1,950
	企画県民部									
	琵琶湖環境部			3	2	2	4			11
	健康福祉部	183	315	246	245	413	408	335	374	2,519
	商工観光労働部		9	8	6	3	10	11	20	67
	農政水産部	2	1	2		6	1	5		17
	土木交通部									
	出納局									
	(知事部局小計)	221	514	616	551	699	656	581	726	4,564
教育委員会										
選挙管理委員会										
人事委員会										
監査委員										
地方労働委員会										
収用委員会										
琵琶湖海区 漁業調整委員会										
内水面漁場 管理委員会										
公営企業管理者										
合計		221	514	616	551	699	656	581	726	4,564

### 4 不服申立ての状況

開示請求または訂正請求に対する決定に不服のある場合、行政不服審査法に基づき、不服申立てによる救済を受けることができますが、平成14年度においては、行政不服審査法に基づき不服申立てが1件ありましたが、平成15年3月末時点で未諮問でした。

(件)

区分	不服申立 件数	審議会			取下げ	実施機関の処理状況				
		諮問	答申済	審査中		却下	棄却	全部認容	一部認容	未決定
平成10年度	1	1	1				1			
平成11年度	1	1	1				1			
平成12年度	0									
平成13年度	0									
平成14年度	1									
合計	3	2	2				2			

## 5 諮問案件の内容および処理状況

これまでの諮問案件の内容および処理状況は以下のとおりです。

諮問番号	不服申立て案件	実施機関	原処分 ----- 不服申立て 年月日	個人情報保護審議会		決定内容	
				諮問 ----- 答申	答申内容	年月日	内容
1	「平成10年度県立高等学校入学者選抜に係るの答案用紙」の不開示決定処分に対する異議申立て	教育委員会	10.4.7 ----- 10.6.4	10.6.15 ----- 10.11.30	本件対象個人情報を開示とした決定は、妥当である。	10.12.14	棄却
2	「医療保護入院者の入院届、医療保護入院（第33条第2項）の入院届および医療保護入院者の定期病状報告書」の一部不開示決定に対する不服申立て	知事	11.4.15 ----- 11.5.19	11.6.18 ----- 12.3.17	本件対象個人情報を一部開示した決定は、妥当である。	12.5.23	棄却

## 6 苦情処理の状況

県の機関（実施機関）は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情があった場合には、適切かつ迅速に処理することとなっていますが、平成14年度における苦情はありませんでした。

## 7 苦情相談の状況

知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関し苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めることとなっていますが、平成14年度における苦情相談は1件でした。

## 8 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関から諮問された事項の審議ならびに個人情報保護制度の運営および改善に関する事項について建議を行うこととなっています。

審議会の委員は7名で、任期は2年となっています。

個人情報保護審議会の運営状況

	開催年月日	審議事項
第17回審議会	平成14年7月15日	1 個人情報保護条例の運用状況について 2 住民基本ネットワークシステムについて

個人情報保護審議会の委員名簿（平成15年3月現在）

委員の区分	氏名	備考
法曹関係	中村捷三	会長
学者(民法)	長尾治助	会長代理
学者(憲法)	中谷実	
消費者関係	中谷眞三代	
事業者関係	安田一代	
教育関係	宇野一枝	
行政経験者	赤井竹雄	

資

料

## 滋賀県個人情報保護条例

平成7年3月17日

滋賀県条例第8号

〔改正〕平成7年10月18日条例第41号

平成12年3月29日条例第30号

平成12年10月11日条例第113号

平成12年12月26日条例第129号

## 目次

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 実施機関の保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱いの制限(第4条 第9条)

第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧(第10条)

第3節 自己情報の開示および訂正等(第11条 第22条)

第4節 他の制度等との調整(第23条)

第3章 事業者の保有する個人情報の保護(第24条 第29条)

第4章 滋賀県個人情報保護審議会(第30条)

第5章 雑則(第31条・第32条)

付則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示および訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会および公営企業管理者をいう。
- (3) 公文書 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (4) 事業者 法人(国および地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)および事業を営む個人をいう。  
(平12条例113・一部改正)

## (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるものとする。

## 第2章 実施機関の保有する個人情報の保護

## 第1節 個人情報の取扱いの制限

(収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令または条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合および個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に基づいて収集するとき。
  - (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (4) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
  - (5) 他の実施機関から第6条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認められるとき。

(正確性および安全性の確保)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

(利用および提供の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に基づいて利用し、または提供するとき。
  - (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (4) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために利用し、または提供する場合で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (5) 同一実施機関内で利用する場合または国の機関、他の地方公共団体の機関もしくは当該実施機関以外の県の機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、提供先の事務の遂行に必要な特別の理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 2 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報について、その使用目的もしくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、または安全確保の措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機等の結合による提供の制限)

第7条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

(委託に伴う措置等)

第8条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、安全確保の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者または従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(職員の義務)

第9条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第2節 個人情報取扱事務の登録および閲覧

(個人情報取扱事務の登録および閲覧)

第10条 実施機関は、個人情報(個人の氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で公文書に記録されたものに限る。第20条までにおいて同じ。)を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときは、変更する事項についても、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

3 前2項の規定は、実施機関の職員または職員であった者の人事、給与、福利厚生等に関する事項を専ら取り扱う個人情報取扱事務および実施機関が行う職員の採用に関する事項を取り扱う個人情報取扱事務については、適用しない。

4 実施機関は、第2項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

(平12条例113・一部改正)

## 第3節 自己情報の開示および訂正等

(自己情報の開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、前条第3項に規定する事務に係るものについては、この限りでない。

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(平12条例30・一部改正)

(開示請求の方法)

第12条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人またはその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

(開示をしない個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部または一部が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報(開示をしない部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるものであるときは、当該開示をしない部分に限る。)の開示をしないものとする。

- (1) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する情報が含まれている場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を害するおそれのあるもの
- (2) 法人等に関して記録された情報または個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、開示をすることにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるもの
- (3) 個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (4) 開示をすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により明らかに開示をすることができないもの
- (6) 県の機関内部もしくは機関相互間または県の機関と国、他の地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等に関する情報であって、開示をすることにより、当該または同種の審議、協議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (7) 県の機関または国等の機関が行う検査、取締り、争訟、交渉等に関する事務の情報であって、開示をすることにより、当該もしくは同種の事務の実施目的を失わせ、またはこれらの事務の適正な実施を著しく困難にするおそれのあるもの
- (8) 国等の機関または当該実施機関以外の県の機関からの協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、または取得した情報であって、開示をすることにより、これらのものとの協力関係または信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

(平12条例30・一部改正)

(開示請求に対する決定および通知)

第14条 実施機関は、開示請求書を受理したときは、当該開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る個人情報の開示をどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間および理由を開示請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部または一部につい



て開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(平7条例41・一部改正)

(開示の実施方法)

第15条 実施機関は、前条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。この場合において、開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人またはその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、文書、図画または写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあつては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(平12条例113・一部改正)

(開示請求および開示の特例)

第16条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第12条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 前項に規定する口頭による開示請求があつた場合における当該個人情報の開示については、第14条第1項および前条第2項の規定にかかわらず、実施機関の定める方法によるものとする。

(平12条例113・一部改正)

(費用の負担)

第17条 第15条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(平12条例113・一部改正)

(自己情報の訂正請求)

第18条 第14条第1項の決定により開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第11条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第19条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名および住所

(2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならない。

3 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定および通知)

第20条 実施機関は、訂正請求書を受理したときは、当該訂正請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の期間および理由を訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、当該個人情報を訂正の上、その内容を同項の書面に記載しなければならない。

5 第3項の場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部または一部について訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。

(平7条例41・一部改正)

(苦情の処理)

第21条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速に処理しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第22条 実施機関は、第14条第1項または第20条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを却下するときを除き、速やかに滋賀県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。

第4節 他の制度等との調整

(他の制度等との調整)

第23条 この条例の規定は、統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報および同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報ならびに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報ならびに滋賀県統計調査条例(昭和26年滋賀県条例第7号)第2条に規定する統計調査によって集められた個人情報については、適用しない。

2 第11条から第20条までの規定は、他の法令等(滋賀県情報公開条例を除く。)の規定により、実施機関の保有する個人情報の開示または訂正の手続が定められている場合においては、適用しない。

3 この章の規定は、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他これらに類する県の施設において一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

(平12条例129・平12条例113・一部改正)

第3章 事業者の保有する個人情報の保護

(事業者の責務)

第24条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な収集、利用、管理等に

努めなければならない。

(指導および助言)

第25条 知事は、事業者が個人情報の適正な収集、利用、管理等を行うよう、必要な指導および助言を行うものとする。

2 知事は、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を作成し、公表するものとする。

(説明または資料の提出の要求)

第26条 知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第27条 知事は、事業者が個人情報の収集、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第28条 知事は、事業者が第26条の説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に対して意見陳述の機会を与えるとともに、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(苦情相談の処理)

第29条 知事は、事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

#### 第4章 滋賀県個人情報保護審議会

(滋賀県個人情報保護審議会)

第30条 実施機関の諮問に応じて審議を行うため、滋賀県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会は、第1項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(運用状況の公表)

第31条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況を公表するものとする。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第25条第2項、第30条および付則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第10条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県公文書の公開等に関する条例の一部改正)

4 滋賀県公文書の公開等に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県統計調査条例の一部改正)

5 滋賀県統計調査条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成7年条例第41号)

この条例は、滋賀県行政手続条例(平成7年滋賀県条例第40号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成8年1月1日)

付 則(平成12年条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第113号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

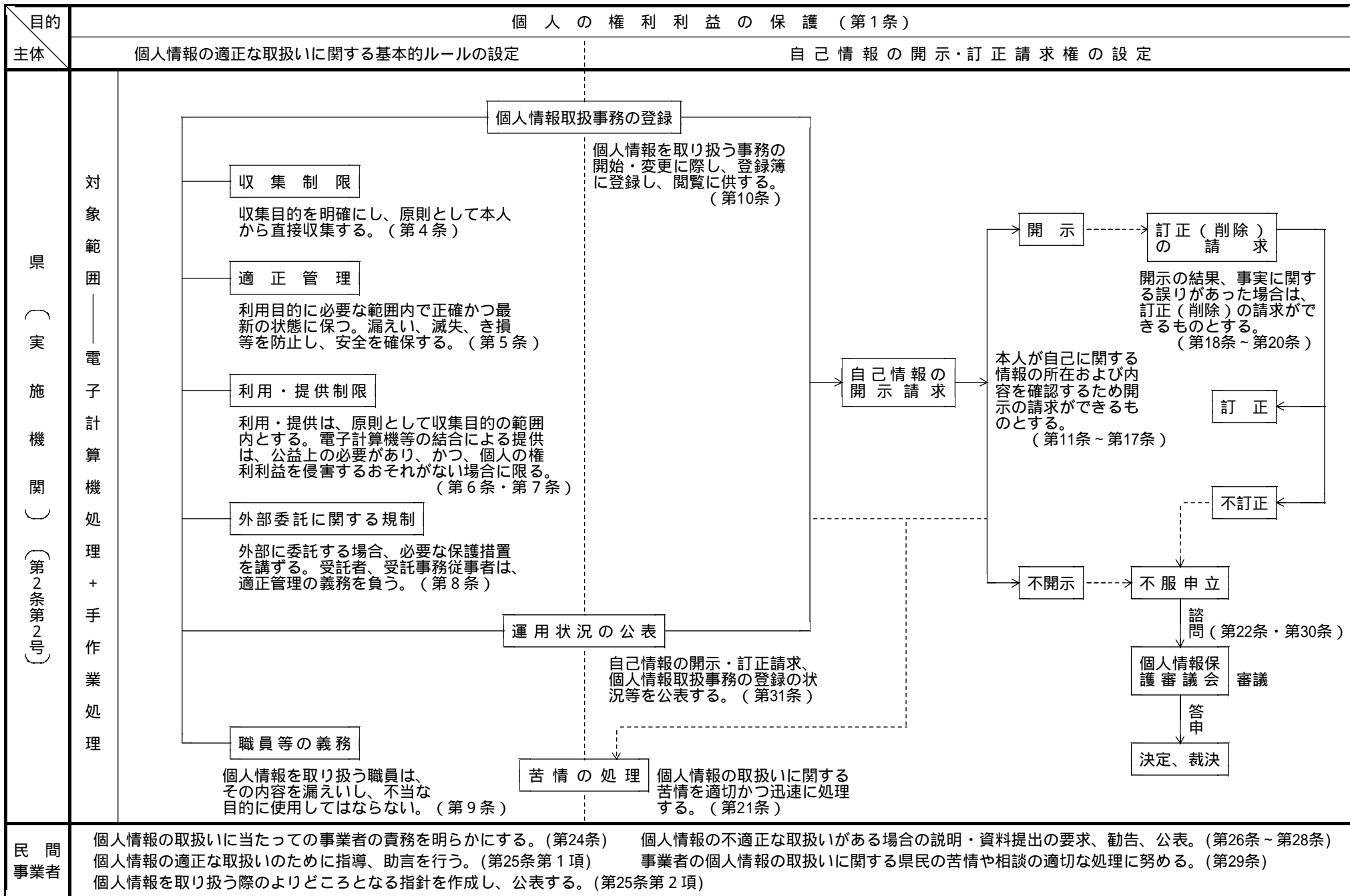
(滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第2条第3号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係る同条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成13年4月1日以後、遅滞なく」とする。

付 則(平成12年条例第129号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

資料2 滋賀県個人情報保護条例の体系図〔概要〕



## 事業者における個人情報の取扱いに関する指針

平成7年9月4日  
滋賀県告示第436号

### 1 趣旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずる際のよりどころとなるように作成したものである。

### 2 対象とする個人情報

- (1) この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。
- (2) この指針は、情報の処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

### 3 個人情報の収集

- (1) 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内において、収集目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- (2) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- (3) 個人情報を収集するときは、原則として本人が収集目的を確認できるようにするものとする。
- (4) 個人情報の本人以外のものからの収集は、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

### 4 個人情報の利用または提供

- (1) 個人情報の利用または提供は、原則として収集目的の範囲内で行うものとする。
- (2) 収集目的の範囲を超えて個人情報を利用し、または提供しようとするときは、本人の同意がある場合または本人の権利利益が不当に侵害されるおそれのない場合に限るものとする。

### 5 個人情報の適正管理

- (1) 個人情報は、収集目的に必要な範囲内で、正確かつ最新なものに保つよう努めるものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失およびき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去するものとする。
- (4) 個人情報の取扱いを伴う事業を委託するときは、受託者に対して、個人情報の保護のために適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

### 6 自己情報の開示等

- (1) 本人から自己情報について開示を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。
- (2) 本人から自己情報について訂正を求められたときは、訂正内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。
- (3) 個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人から自己情報の取扱いについて苦情等があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

### 7 実施責任

個人情報の取扱いについて権限を有する者は、この指針を遵守する責任を負うものとする。

## 口頭により開示請求を行うことができる個人情報

口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容		
行政書士試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総務部総務課
滋賀県立大学推薦入学試験	試験結果に係る順位	合格発表の日から1箇月間	滋賀県立大学
滋賀県立大学入学者一般選抜試験	試験結果に係る総合得点および順位	合格発表の日から1箇月間	滋賀県立大学
狩猟免許試験	知識試験および技能試験の得点	合格発表の日から1箇月間	琵琶湖環境部自然保護課
調理師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	広報課県民情報室(公文書センター)
介護支援専門員実務研修受講試験	総合正解数および各分野別正解数	合格発表の日から1箇月間	広報課県民情報室(公文書センター)
保育士試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	広報課県民情報室(公文書センター)
歯科技工士試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康福祉部医務薬務課
准看護師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	広報課県民情報室(公文書センター)
毒物劇物取扱者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	広報課県民情報室(公文書センター)
薬種商認定試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康福祉部医務薬務課
薬種商販売業承継者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康福祉部医務薬務課
クリーニング師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康福祉部生活衛生課
製菓衛生師試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	健康福祉部生活衛生課
ふく調理師試験	学科試験の科目別得点および実技試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	健康福祉部生活衛生課
総合保健専門学校推薦入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総合保健専門学校
総合保健専門学校一般入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	総合保健専門学校
看護専門学校推薦入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校
看護専門学校一般入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校
看護専門学校社会人入学試験	学科試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	看護専門学校
採石業務管理者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部新産業振興課
砂利採取業務主任者試験	科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部新産業振興課
技能検定試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部労政能力開発課
職業訓練指導員試験	科目別得点	合格発表の日から1箇月間	商工観光労働部労政能力開発課
高等技術専門校(中学校卒業者等を対象とする課程)入校選考試験	筆記試験の科目別得点および総合得点	合格発表の日から2箇月間	受験した高等技術専門校
高等技術専門校(高等学校卒業者等を対象とする課程)推薦入校選考試験	総合得点	合格発表の日から3箇月間	受験した高等技術専門校
高等技術専門校(高等学校卒業者等を対象とする課程)一般入校選考試験	筆記試験の科目別得点および総合得点	合格発表の日から4箇月間	受験した高等技術専門校
改良普及員資格試験	筆記試験の科目別得点および総合得点	合格発表の日から1箇月間	農政水産部農産流通課
農業管理指導士認定事業に係る認定試験	得点	合格発表の日から1箇月間	農政水産部農産流通課
農業大学校入学試験	小論文を除く筆記試験の科目別得点	合格発表の日から1箇月間	農業総合センター農業大学校
二級建築士試験	学科試験の科目別得点および設計製図試験の採点結果の区分(ランク)	合格発表の日から1箇月間	土木交通部建築課
木造建築士試験	学科試験の科目別得点および設計製図試験の採点結果の区分(ランク)	合格発表の日から1箇月間	土木交通部建築課

## 文書による自己情報の開示請求一覧（平成14年度）

整理 番号	請求 年月日	請求の内容	決定内容	主務課	不開示 理由等
1	14. 4. 2	・入学試験問題および回答用紙 ・入学試験受験科目評価点数および 順位 ・面接および適正の評価	一部開示	県立 学 校	3号 不存在
2	14. 4.18	大津市 の家屋に係る不動産調査 決定決議書（計算の部分）	開示	大津県税事 務所	
3	14. 5. 1	精神保健総合センターにおける請求 人の診療録	開示	精神保健総 合センター	
4	14. 5.20	成人病センターにおける請求人の診 療録のうち退院時要約	開示	成人病セン ター	
5	14. 7.17	栗東市 の土地の昭和27年に請 求者にされた強制譲渡に関する資料	開示	農政課	
6	14. 8.28	精神保健総合センターにおける請求 人の診療録	一部開示	精神保健総 合センター	1号
7	14.10. 4	大津市 の土地買収にかかる道路 建設事業に関する資料中、小作人等 土地調査資料	不存在	大津土木事 務所	
8	14.10.15	病院にて治療を受けたレセプト	開示	湖北地域振 興局	
9	14.11.21	成人病センターにおける請求人の手 術にかかる手術記録	開示	成人病セン ター	
10	14.12.19	成人病センターにおける請求人の診 療録およびX線写真	開示	成人病セン ター	
11	15. 2.21	入学試験に係る答案用紙	一部開示	県立 学 校	3号
12	15. 2.27	老健センター通所リハビリセンターの介護 報酬請求に係る滋賀県への告発書	開示	レィカディ ア推進課	
13	15. 3. 7	(株)が県に提出した請求人の開発 施行同意書	開示	監理課	
14	15. 3.12	成人病センターにおける請求人の血 液検査、腹部エコー検査結果	開示	成人病セン ター	
15	15. 3.25	入学者選抜学力検査の教科別得点と その合計点	開示	県立 学 校	



## 口頭による開示請求(簡易開示)の開示件数一覧(平成14年度)

試験等の名称	試験等の実施課室所	件数
行政書士試験	総務部総務課	0件
滋賀県立大学推薦入学試験	滋賀県立大学	43件
滋賀県立大学入学者一般選抜試験	滋賀県立大学	289件
狩猟免許試験	琵琶湖環境部自然保護課	0件
調理師試験	健康福祉部健康対策課	38件
介護支援専門員実務研修受講試験	健康福祉部レイカディア推進課	71件
保育士試験	健康福祉部児童家庭課	100件
歯科技工士試験	健康福祉部医務薬務課	19件
准看護師試験	健康福祉部医務薬務課	76件
毒物劇物取扱者試験	健康福祉部医務薬務課	4件
薬種商認定試験	健康福祉部医務薬務課	0件
薬種商販売業承継者試験	健康福祉部医務薬務課	0件
クリーニング師試験	健康福祉部生活衛生課	0件
製菓衛生師試験	健康福祉部生活衛生課	2件
ふく調理師試験	健康福祉部生活衛生課	4件
総合保健専門学校推薦入学試験	総合保健専門学校	11件
総合保健専門学校一般入学試験	総合保健専門学校	44件
看護専門学校推薦入学試験	看護専門学校	1件
看護専門学校一般入学試験	看護専門学校	3件
看護専門学校社会人入学試験	看護専門学校	1件
採石業務管理者試験	商工観光労働部新産業振興課	0件
砂利採取業務主任者試験	商工観光労働部新産業振興課	0件
技能検定試験	商工観光労働部労政能力開発課	19件
職業訓練指導員試験	商工観光労働部労政能力開発課	0件
高等技術専門学校(中学校卒業者等を対象とする課程)入校選考試験	商工観光労働部労政能力開発課	0件
高等技術専門学校(高等学校卒業者等を対象とする課程)推薦入校選考試験	商工観光労働部労政能力開発課	0件
高等技術専門学校(高等学校卒業者等を対象とする課程)一般入校選考試験	商工観光労働部労政能力開発課	1件
改良普及員資格試験	農政水産部農産流通課	0件
農薬管理指導士認定事業に係る認定試験	農政水産部農産流通課	0件
農業大学校入学試験	農業総合センター農業大学校	0件
二級建築士試験	土木交通部建築課	0件
木造建築士試験	土木交通部建築課	0件
合 計		726件

滋賀県の情報公開・個人情報保護  
平成14年度運用状況報告書

発行 平成16年 3月  
滋 賀 県  
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1

(情報公開)

広報課県民情報室

TEL 077-528-3121・3122

FAX 077-528-4813

E-mail kenmin-j@pref.shiga.jp

(個人情報保護)

総務部総務課

TEL 077-528-3114

FAX 077-528-4811

E-mail ba00@pref.shiga.jp